

こがね はえ さ と
すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、黄金南風の平和郷

まじゅんプラン

第三次南風原町男女共同参画計画



南風原町イメージキャラクター
はえるん



令和4年3月
南風原町

はじめに



本町では、平成24年<2012年>3月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、憲法の保障している基本的人権の尊重と男女平等を基本理念に、男女共同参画社会を実現するために、男女共同参画に関する施策を推進してまいりました。

この間、世界的潮流として国連が提唱するSDGs（持続可能な開発目標）の達成目標のひとつに「ジェンダー平等の実現」が掲げられ、あらゆる分野における女性の活躍が期待されています。我が国におきましても、各種法律が施行され、時代の変化に応じたさまざまな施策を展開しております。しかし、世界経済フォーラムが公表しているジェンダーギャップ指数では、先進国の中で最低レベルとなっており、更なる推進に努める必要があります。

このような社会の変化の中、本町においても新たな課題に対応し、施策の更なる推進に努めるため、「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定いたしました。本計画は、国や県の計画等を勘案し策定するとともに、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」と「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく推進計画として、一体的に策定しています。

本計画に基づき、「すべての人が、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現」を目指して施策を推進してまいります。今後も皆様の更なるご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力賜りました南風原町男女共同参画推進会議の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見等をいただきました多くの方々に、心から感謝申し上げます。

令和4年<2022年>3月

南風原町長 赤嶺 正之

— 目 次 —

序．計画策定にあたって

1．計画策定の趣旨	1
2．計画策定の背景	2
3．計画の性格	5
4．計画の位置づけ	5
(1) 国・県計画等との位置づけ	5
(2) 南風原町その他計画との位置づけ	5
5．計画の期間	6
6．関連する国の法律・計画等について	7
(1) 第5次男女共同参画推進基本計画	7
(2) DV防止法と女性活躍推進法に基づく施策について	8
(3) SDGsと「5．ジェンダー平等の実現」とは	8

I．総論

1．計画の理念とキャッチフレーズ	9
2．計画の愛称	9
3．基本方針	10
4．施策体系	11
5．南風原町の取組一覧	12

II．具体的な取組

方針1．男女共同参画への意識づくり	16
(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進	16
(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実	18
方針2．女性活躍のための方策の推進	21
(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大	21
(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実	23
(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進	25
方針3．多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	27
(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶	27
(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援	30

(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備	31
(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援	33
方針 4. 仕事と生活における男女共同参画の推進	35
(1) ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進	35
(2) 職場における男女平等の実現	37
方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進	40
(1) 平和の継承と発信	40
(2) 多文化理解の推進	42
第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧	43

Ⅲ. 推進体制

1. 町民等との連携	45
2. 男女共同参画推進会議との連携	45
3. 庁内推進体制の充実・強化	45
4. 関係機関等との連携強化	46

参考資料編

1. 策定までの経緯	47
2. 策定体制	48
3. 男女共同参画社会基本法	49
4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	53
5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	62
6. 南風原町男女共同参画推進条例	70
7. 南風原町男女共同参画推進会議設置条例	73
8. 南風原町男女共同参画行政推進本部会議設置規程	75
9. 用語解説	76
10. 第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の策定に係る町民意識調査	81

序. 計画策定にあたって

序. 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

南風原町では、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定して以降、平成 24 年<2012 年>3 月に「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」、平成 30 年<2018 年>4 月にはその改訂版を策定し、本町の男女共同参画行政の施策を推進してきました。

男女共同参画行政は、過去には女性の権利の獲得・地位向上の視点で取り組まれ、その後「男女が共に」参画する社会づくりという視点で、女性も男性も一緒になって様々な活動をしていく男女平等を重視するようになりました。そして今、男女という視点から、性的マイノリティなども含めた「多様な性」という視点で、男女共同参画を考えていく時代となっています。さらには、性別、年齢、国籍、障がいの有無などといった属性を超えて、互いを認め合い、誰もが共に生きる多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の実現へと進んでいます。

また、社会の動向においては、SDGs による持続可能な開発目標の達成を目指しての取組が求められており、その目標に含まれている「ジェンダー平等の実現」が掲げられているほか、SDGs の原則である「誰一人取り残さない社会づくり」という視点での施策展開も重要となっています。

本町では、令和 4 年<2022 年>4 月 1 日より「南風原町男女共同参画推進条例」の施行を予定しています。条例では、町及び町民等(町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。)が責務を果たしながら男女共同参画社会の実現を目指していることから、すべての人が人権を尊重され、認め合いと支え合いの中で個性を活かしながら活躍していける、生きがいのある地域づくりを進めるために、本計画を策定します。

【ジェンダー平等・男女共同参画社会とは】

生まれる前に決定される生物学的な性の違い(セックス：生物学的・生理学的な性差)に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差概念を「ジェンダー」(社会的・文化的に形成された性別)と言います。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」といった意識や、「男は仕事、女は家庭」などの固定的性別役割分担意識も、このジェンダーの一部です。ジェンダーによって固定的性別役割分担意識や性差別が生じると、片方の性にとっては生きにくい社会を形成します。ジェンダーに捉われず生きやすい社会にするためには、ジェンダーによる男女差別の存在に気付き、それらを平等にしていかなければなりません。

男女共同参画社会とは、男女共同参画社会基本法第 2 条において、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と位置付けられています。

2. 計画策定の背景

【国連の動き】

男女共同参画に関する世界的な潮流として、国連の動きをみると、昭和 20 年<1945 年>に国連憲章の前文に男女平等を謳い、昭和 21 年<1946 年>には「婦人の地位委員会」を設置して、男女平等の実現に向けた取組が進められました。また、国連は、昭和 50 年<1975 年>に「国際婦人の 10 年」を宣言し、以後 10 年間、様々な分野における女性差別の撤廃等女性の地位向上のための行動を進めてきました。

昭和 54 年<1979 年>には、国連において「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(略称：女子差別撤廃条約)」が採択され、女性に対する差別を定義し、締結国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃のために適切な措置をとることを求めています。

昭和 60 年<1985 年>にはナイロビでの「第 3 回世界婦人会議」が開催され、平成 7 年<1995 年>には北京での「第 4 回世界女性会議」が開催されています。これらの取組により、国や人種を超えた世界的な女性の連帯に影響を与えました。

平成 12 年<2000 年>には、ニューヨークで国連特別総会「女性 2000 年会議」が開催され、「北京行動綱領」の進捗状況の確認や課題を検討するとともに、さらなる行動を求める「政治宣言及び成果文書」が採択されています。

平成 23 年<2011 年>には、女性と女兒の権利を促進するため国連の女性に関する 4 つの機関(国連女性開発基金(UNIFEM)、女性の地位向上部(DAW)、ジェンダー問題に関する事務総長特別顧問室(OSAGI)、国際婦人調査訓練研修所(UN-INSTRAW))を統合した国連機関「UN Women」が発足しました。平成 27 年<2015 年>には、日本事務局も開設されています。

平成 24 年<2012 年>には、第 56 回国連婦人の地位委員会が開催され、「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」が採択されています。

平成 27 年<2015 年>には、国連で「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、令和 12 年<2030 年>までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標が設定されました。目標は 17 のゴール・169 のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の前文では、「すべての人々の人権を実現し、ジェンダー平等とすべての女性と女兒のエンパワーメントを目指す」が謳われ、SDGs では目標の 5 番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられました。

令和 2 年<2020 年>4 月には、新型コロナウイルス感染症の世界的な流行を受けて、国連事務総長より「女性及び女兒を COVID-19(新型コロナウイルス感染症)への対応の中心に」というメッセージが出され、新型コロナウイルス感染症拡大の中では、女性や女兒が社会的・経済的に大きな影響を受け、女性の権利や機会を失っていくことや、女性に対する暴力の被害も増えていることをあげ、女性及び女兒を新型コロナウイルス対策の対応の中心に据えるよう強く要請しています。

令和 3 年<2021 年>の世界経済フォーラムでは、ジェンダーギャップ指数(「経済」「政治」「教育」「健康」の 4 つの分野のデータから作成される、各国の男女格差を測る指数)が世界 156 か国中 120 位であり、前回(令和 2 年<2020 年>)と比べて、スコア、順位ともにほぼ横ばいとなっており、先進国の中で最低レベル、アジア諸国の中で韓国や中国、ASEAN 諸国より低い結果となりました。

【日本の動き】

我が国においては、世界的な流れを受け、昭和 52 年<1977 年>に女性に関する施策を総合的かつ効果的に推進していくための「国内行動計画」を定め、以後、「新国内行動計画」（昭和 62 年<1987 年>）、「男女共同参画 2000 年プラン」（平成 8 年<1996 年>）等が策定されました。さらに、「男女共同参画基本計画策定にあたっての基本的な考え方」（平成 12 年<2000 年>）や「女性に対する暴力に関する基本的方策について」（平成 12 年<2000 年>）等が示されるとともに、国連特別総会「女性 2000 年会議」の成果を踏まえ、平成 12 年<2000 年>には「男女共同参画基本計画（第 1 次）」を閣議決定し、男女共同参画社会の実現にむけた各種施策を推進してきました。

また、この間、法制度的にも、「男女雇用機会均等法」等の成立を経て、「女子差別撤廃条約」の批准により大きく前進し、平成 11 年<1999 年>には「男女共同参画社会基本法」、平成 13 年<2001 年>には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（以下「DV防止法」という。）」が施行されました。

平成 17 年<2005 年>12 月には、男女共同参画社会の形成に関する国内外の様々な状況の変化を考慮の上、「男女共同参画基本計画」を改訂（第 2 次基本計画）し、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を示しています。

平成 22 年<2010 年>12 月には、我が国における男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクション・プランとして「男女共同参画基本計画」の更なる改訂（第 3 次基本計画）を行っています。

平成 27 年<2015 年>には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）」、平成 30 年<2018 年>には「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」等が成立され、指導的立場における女性の参画及び社会における女性の活躍について推進が強化されました。

令和 2 年<2020 年>には、DV防止法や女性活躍推進法によるあらゆる暴力の根絶と女性の活躍について、一層の強化が図られるよう社会情勢等を踏まえて適宜改正が行われています。

また同年 12 月、「第 5 次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会へ」を掲げ、「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視した目標設定等を行っています。

【沖縄県の動き】

沖縄県においては、昭和 59 年<1984 年>に婦人問題解決のための「沖縄県行動計画」を策定し、その後「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画」（平成 4 年<1992 年>）、「男女共同参画型社会をめざす沖縄県行動計画(改定)」（平成 9 年<1997 年>）、「沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」(平成 14 年<2002 年>)と見直しを図りながら、長期計画のもとで、男女共同参画社会の実現を目指してきました。また、平成 15 年<2003 年>には、「沖縄県男女共同参画推進条例」の制定をしています。加えて、平成 19 年<2007 年>には、先の条例に基づく計画として、「沖縄県男女共同参画計画(後期)」を策定し、平成 24 年<2012 年>には、同計画の後継計画として「第 4 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」、平成 29 年<2017 年>には平成 29 年度<2017 年度>から令和 3 年度<2021 年度>を計画期間とする「第 5 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進してきました。

令和 3 年度<2021 年度>には、令和 4 年度<2022 年度>から令和 8 年度<2026 年度>を計画期間とする「第 6 次沖縄県男女共同参画計画～DE I G Oプラン～」を策定し、これまでの取組を継承しながら、ジェンダー平等、性の多様性の尊重といった近年の社会情勢を踏まえた取組を掲げています。

【南風原町の動き】

本町においては、平成 12 年<2000 年>1 月に「南風原町男女共生社会をつくる懇話会」を立ち上げ、共生社会づくりの学習会や各種団体との意見交換等の活動実施を行うとともに、懇話会からの提言を受け、平成 14 年<2002 年>3 月に「南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定しました。

平成 21 年<2009 年>3 月には「南風原町男女共同参画推進会議設置条例」を制定し、同条例に基づき、男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、「南風原町男女共同参画推進会議」を設置しています。

平成 24 年<2012 年>3 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」を策定し、男女が共に支え合う地域社会の実現を目指し、取組を進めました。

平成 30 年<2018 年>4 月には「第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の中間見直しを行い、性の多様性に関するジェンダー教育や各種ハラスメント防止、子どもの孤立(貧困)防止についての項目を追記しました。

この間、学校教育においては、男女混合名簿の導入を、小学校では平成 28 年度<2016 年度>から、中学校では令和 2 年度<2020 年度>から実施しています。

さらに、令和 3 年<2021 年>4 月からは町内全中学校において男女の制服選択制を導入し、学校教育におけるジェンダー平等を推進しています。

また、町では、職員に占める女性管理職の割合は令和 2 年度で 30%となっており、県平均の 14%を上回り、県内第 1 位であるほか、全国平均の 14.2%も上回っています。

令和 3 年度には、「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」の策定にあたり、町民意識調査を実施すると同時に、小学生、中学生、高校生を対象とした意識調査も実施し、若い世代の声の把握も行っています。

3. 計画の性格

本計画は、本町における「男女共同参画社会の実現」を目指し、取組の方向性や具体的施策を掲げるものです。また、推進にあたっては、行政内の多くの分野との連携・共通認識が不可欠であるほか、町及び町民等との協働により推進するものです。

4. 計画の位置づけ

(1) 国・県計画等との位置づけ

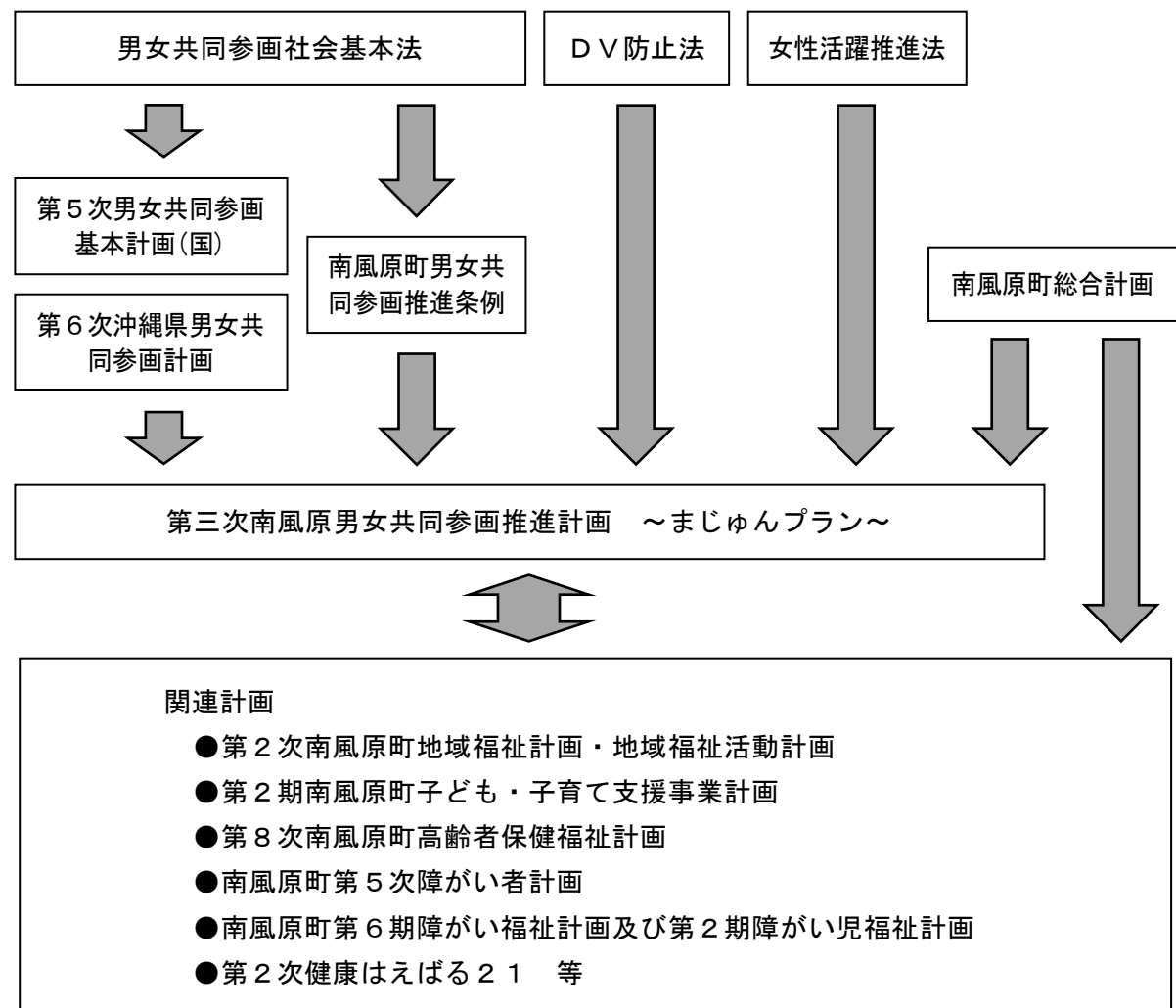
本計画は、国の「男女共同参画社会基本法」に掲げる第9条及び第14条第3項に基づく市町村計画として位置付けられるとともに、「第5次男女共同参画基本計画」、沖縄県の「第6次沖縄県男女共同参画計画～DEIGOプラン～」と整合性を図りながら策定しています。

さらに、本計画は、国の「DV防止法」及び「女性活躍推進法」に基づく市町村計画として、一体的に策定しています。

(2) 南風原町その他計画との位置づけ

本町その他計画においては、町の最上位計画である総合計画を踏まえながら、男女共同参画の視点で本町の各種関連計画と整合性を図り、具体的な施策を掲げています。

■計画の位置づけ



※「南風原町男女共同参画推進条例」は、令和4年4月1日施行予定

5. 計画の期間

本計画は、令和4年度〈2022年度〉を初年度とし、令和13年度〈2031年度〉を目標年度とする10年計画としています。なお、実施状況の把握と評価を毎年度行うとともに、社会状況の変化等により、必要に応じて中間年度（令和7年度〈2025年度〉～令和9年度〈2027年度〉）での見直しを行います。

○計画の期間

令和4年度 〈2022年度〉	令和5年度 〈2023年度〉	令和6年度 〈2024年度〉	令和7年度 〈2025年度〉	令和8年度 〈2026年度〉	令和9年度 〈2027年度〉	令和10年度 〈2028年度〉	令和11年度 〈2029年度〉	令和12年度 〈2030年度〉	令和13年度 〈2031年度〉
			中間見直し						次期計画 策定

6. 関連する国の法律・計画等について

(1) 第5次男女共同参画推進基本計画

国では、令和2年<2020年>12月、「第5次男女共同参画基本計画」を策定し、「すべての女性が輝く令和の社会へ」を掲げ、3つの政策領域と11の個別分野及び推進体制について、それぞれ令和12年度<2030年度>末までの「基本認識」並びに令和7年度<2025年度>末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」を定めるとともに、「具体的な取組」の実施により達成を目指す「成果目標51」を設定しています。計画では特に「政策・方針決定過程への女性の参画拡大」を重視しており、「2020年の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合を30%程度へあげること」、「2030年には、指導的地位にある性別に偏りがないような社会を目指すこと」を目標とし、政策方針決定過程への女性の参画拡大を図っています。

本計画は、第5次男女共同参画基本計画を踏まえながら策定しています。

【国の「第5次男女共同参画基本計画」】

●3つの政策領域と推進体制の整備・強化

- I あらゆる分野における女性の参画拡大
- II 安全・安心な暮らしの実現
- III 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備
- IV 推進体制の整備・強化

●11の個別分野

- 第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
- 第2分野 雇用等における男女共同参画の推進と仕事と生活の調和
- 第3分野 地域における男女共同参画の推進
- 第4分野 科学技術・学術における男女共同参画の推進
- 第5分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶
- 第6分野 男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備
- 第7分野 生涯を通じた健康支援
- 第8分野 防災・復興、環境問題における男女共同参画の推進
- 第9分野 男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備
- 第10分野 教育・メディア等を通じた男女双方の意識改革、理解の促進
- 第11分野 男女共同参画に関する国際的な協調及び貢献

(2) DV防止法と女性活躍推進法に基づく施策について

DV防止法第2条第3項では、「市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。」とされています。

また、女性活躍推進法では、第6条第2項において、「市町村は、基本方針を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(市町村推進計画)を定めるよう努めるものとする。」とされています。

本計画においては、上記の2つの市町村計画に係る施策を盛り込み、包含する形で策定しています。

(3) SDGsと「5. ジェンダー平等の実現」とは

SDGsとは、持続可能な開発目標の頭文字「SDGs:Sustainable Development Goals」を取ったものであり、平成27年<2015年>9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された、令和12年<2030年>までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国自身が取り組むユニバーサル(普遍的)なものであり、日本としても積極的に取り組んでいます。

17のゴールのうち、5番目の目標に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられています。

■ SDGsの目標の5番目、「ジェンダー平等を実現しよう」で掲げるターゲット

1. すべての女性と女の子に対するあらゆる差別をなくす。
2. すべての女性や女の子へのあらゆる暴力をなくす。
3. 女性や女の子を傷つけるならわしをなくす。
4. 家事や子育てはお金が支払われないが大切な「仕事」であることを認める(家庭内の役割分担などを通じて認め合う)。
5. 女性も男性と同じように政治や経済や社会の中でリーダーになれる、できるようにする。
6. 誰もが性に関することや子どもを産むことに関する健康と権利が守られるようにする。

I. 総論

I. 総論

1. 計画の理念とキャッチフレーズ

【計画の理念】

憲法の保障している基本的人権の尊重及び多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会の中で、男女共同参画の実現を目指します。

【キャッチフレーズ】

すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、
こがねは え さ と
黄金南風の平和郷

2. 計画の愛称

すべての人があらゆる分野で共に参画できる社会を目指し、本計画の愛称を「まじゅんプラン」とします。

「まじゅん」とは、うちなーぐちで“一緒”を意味しており、本計画を広く町民に普及するのにふさわしい愛称として採用しています。

3. 基本方針

方針１．男女共同参画への意識づくり

男女共同参画に関する情報発信を一層強化するとともに、学校教育等における男女共同参画の教育・学習機会を充実し、子どもから大人まで、全てのライフステージにおける男女共同参画意識の醸成、多様性を尊重する人権意識の形成、固定的性別役割分担意識の変革を図り、すべての人が平等に、共に生きる地域づくりを進めます。

方針２．女性活躍のための方策の推進

女性自らが行動し、積極的な社会参画を図るとともに、その力を十分に発揮し、社会の指導的地位で活躍していけるように、政策・意思決定過程への女性参画や管理職への登用、女性のエンパワーメント支援、地域活動における男女共同参画を推進し、社会で女性が活躍できる地域づくりを進めます。

方針３．多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

すべての人が地域社会の中で心豊かな生活を送れるように、多様な属性が暮らすまちの中での人権尊重、あらゆる暴力の根絶、生涯にわたる健康づくり支援、高齢者、障がい者など、生活上の困難を抱える人も安心して暮らしていくことのできる、誰一人取り残さない地域づくりを進めます。

方針４．仕事と生活における男女共同参画の推進

仕事や生活における男女共同参画を進めるために、女性の社会への参画とともに、男性の家事・育児への参画、職場の理解・環境改善を図るように努め、ワーク・ライフ・バランスの実現できる地域づくりを進めます。

方針５．多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進

平和な社会の継承及び多文化理解を推進するために、平和教育、国際交流などの取組の充実を図り、平和を守り・発信する地域づくりと日本及び多文化のよさを認め合える地域づくりを進めます。

4. 施策体系

すべての人が互いを認めあい、共に支えあう、

こがねは え さ と
黄金南風の平和郷

方針 1. 男女共同参画への意識づくり

- (1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進
- (2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実

方針 2. 女性活躍のための方策の推進

- (1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大
- (2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実
- (3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

方針 3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

- (1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶
- (2) 生涯にわたる健康づくりへの支援
- (3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備
- (4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援

方針 4. 仕事と生活における男女共同参画の推進

- (1) ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進
- (2) 職場における男女平等の実現

方針 5. 多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進

- (1) 平和の継承と発信
- (2) 多文化理解の推進

5. 南風原町の取組一覧

施 策		行 動 計 画	連 施 策	法 関 連 推 進	女 性 活 躍 推 進	担 当 課
方針1 男女共同参画への意識づくり	(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進					
	①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	継続				企画財政課
	②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	継続				企画財政課
	③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	継続				企画財政課
	④SDG sを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	R 4～				企画財政課
	⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	R 4～				企画財政課
	⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	R 4～				企画財政課
	(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実					
	①幼児期におけるジェンダー教育の推進	継続				こども課、学校教育課
	②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	継続				学校教育課
	③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	継続				学校教育課
	④保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	継続				こども課、学校教育課
	⑤学校教育での人権教育等の推進	継続				学校教育課
	⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	継続				企画財政課、学校教育課
	⑦性教育・思春期教育の推進	継続				学校教育課
方針2 女性活躍のための方策の推進	(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大					
	①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	継続		○		全課
	②役場女性職員の管理職等への登用促進	継続		○		企画財政課、総務課
	③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	継続		○		産業振興課、総務課
	(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実					
	①女性リーダーの育成	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	継続		○		企画財政課
	③女性のための講座等の周知・広報	継続		○		企画財政課、生涯学習文化課
	④女性起業家への支援	継続		○		産業振興課
	⑤SDG sを活用した女性のエンパワーメントの推進	R 4～				企画財政課
	(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進					
	①町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	継続				総務課、企画財政課、住民環境課、保健福祉課、教育総務課、生涯学習文化課
	②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	継続				企画財政課
	③伝統文化・芸能・工芸における男女共同参画への理解促進	R 4～				生涯学習文化課
	④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	継続		○		総務課
	⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	継続				企画財政課

施 策		行 動 計 画	連 施 策 D V 防 止 法 関	女 性 活 躍 推 進 法 関 連 施 策	担 当 課
方針3 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実	(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶				
	①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	継続	○		企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	継続	○		企画財政課、こども課、学校教育課
	③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	R4～	○		こども課、学校教育課
	④要保護児童等対策地域協議会の充実	継続			企画財政課、こども課、保健福祉課、学校教育課
	⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	継続	○		企画財政課、こども課
	⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	継続	○		住民環境課
	(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援				
	①住民健診・がん検診の充実	継続			国保年金課
	②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	継続			国保年金課
	③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	R4～			こども課、国保年金課
	(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備				
	①高齢者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課、産業振興課
	②障がい者が安心して暮らせる環境の充実	R4～			保健福祉課
	(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援				
	①生活困窮世帯への自立支援	R4～			こども課
	②ひとり親家庭への支援・自立の促進	継続			こども課
	③子どもの孤立(貧困)の防止に向けた支援の充実	継続			こども課
	④若年妊産婦に対する支援の充実	R4～			こども課、国保年金課
	⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	継続			産業振興課
方針4 仕事と生活における男女共同参画の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進				
	①仕事と生活の両立支援と働き方の見直し	継続		○	企画財政課
	②子育て支援の充実	継続		○	こども課
	③介護サービス等の充実	継続		○	保健福祉課
	④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	継続		○	生涯学習文化課
	⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	継続		○	国保年金課
	⑥「家庭の日」の普及・啓発	継続			生涯学習文化課、学校教育課
	⑦家庭学級の推進	継続			生涯学習文化課
	(2) 職場における男女平等の実現				
	①男女の均等な雇用機会等の確保	継続		○	総務課、企画財政課、産業振興課
	②各種ハラスメント対策の周知	継続	○	○	総務課、産業振興課
	③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	継続		○	総務課、産業振興課
	④育児・介護を支える職場環境の整備	継続		○	総務課、産業振興課
	⑤就労環境改善の啓発	継続		○	産業振興課
	⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	継続		○	企画財政課、産業振興課
	⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	R4～			産業振興課
	⑧働く男女の健康管理対策の実施	継続			総務課、産業振興課
	⑨家族従業者への支援	継続		○	産業振興課

施 策		行 動 計 画	連 施 策 D V 防 止 法 関	女 性 活 躍 推 進 法 関 連 施 策	担 当 課
方針5 平和への貢献と多文化理解の推進	(1) 平和の継承と発信				
	① 平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	継続			生涯学習文化課
	② 家庭・地域における平和教育等の推進	継続			生涯学習文化課
	③ 平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	継続			生涯学習文化課
	(2) 多文化理解の推進				
	① 国際交流事業の充実	継続			生涯学習文化課
	② 海外で活躍している県系人との交流の実施	継続			生涯学習文化課
	③ 多文化理解を深められる機会の創出	継続			生涯学習文化課、学校教育課

Ⅱ. 具体的な取組

Ⅱ．具体的な取組

具体的な取組は、以下の構成にしています。

【目指す将来像】

各施策における町の将来像を示しています。

【現状と課題】

これまでの本町の取組や町民意識調査結果より、現状と課題を取りまとめました。

【基本的な考え方】

施策展開にあたっての基本的な考え方を位置付けました。

【具体施策】

具体的な施策と取組内容、担当課等を位置付けました。

【家庭・地域・職場に期待する役割】

施策を推進するために、家庭・地域・職場に期待する役割を位置付けました。

方針 1. 男女共同参画への意識づくり

(1) 男女共同参画に関する情報の発信・効果的な広報活動等の推進

【目指す将来像】

- すべての人に男女共同参画の情報が広く共有され、家庭をはじめ様々な分野での理解が深まり、男女共同参画が実現しているまち

【現状と課題】

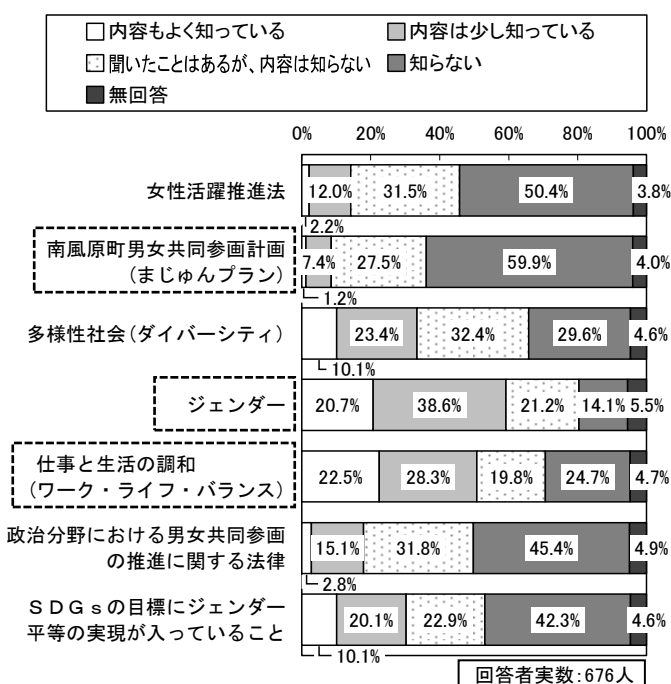
男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりや職場、学校、地域社会など様々な組織等が男女共同参画に関して知り、理解を深めるとともに、行動していくことで実現に近づいていきます。このため、本町ではこれまで、『第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～』及びその概要版の発信や、男女共同参画週間におけるパネル展の実施等を行い、町民が男女共同参画、社会での女性の活躍、DVの事例、女性相談や男性相談、ジェンダーなどについて考える機会を提供してきました。

しかし、令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、『まじゅんプラン』について「知らない」という回答が59.9%となっており、「内容もよく知っている」という回答は1.2%にとどまっています。この結果は、10年前の平成23年度<2011年度>に実施した町民意識調査とほぼ同じ結果であり、本計画が町民に十分認知されているとは言えません。その一方で、町民の周知度（「内容もよく知っている」+「内容は少し知っている」を合わせた割合）では「ジェンダー」は59.3%、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」は50.8%と半数以上を占めており、男女共同参画に関連する用語で、メディア等でも取り上げられる機会のあるものは周知度が高い傾向が見られます。

このような用語の周知や内容の理解を通して、男女共同参画とは何か、町民が取り組む必要があることは何かを考える機会を設けるとともに、本町の取組や『まじゅんプラン』の周知も図り、町民とともに男女共同参画を推進するまちづくりが必要です。

男女共同参画に関する情報を発信し、町民の周知度と理解を深めていくためには、より一層の広報・啓発が必要であり、町の公式LINEの活用など、新たな広報媒体活用について検討する必要があります。

男女共同参画に関する用語の周知度



【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現のためには、一人ひとりが男女共同参画を理解し、認め合い、行動するための意識改革が必要です。そのため、職場、学校、地域社会などの組織において、男女共同参画の考え方を基本とした活動を推進し、男女共同参画が「当たり前」の社会を目指します。

多様な媒体、イベント、新たな広報手段の検討と実行を行い、またSDGsの目標5番目が「ジェンダー平等の実現」であることを併せて町民に広め、一人ひとりにできることから始めていけるように、事例紹介など関係する情報を広く発信し、「男女共同参画社会の実現」を目指します。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①多様な媒体を通じた広報・啓発活動	ホームページやSNS等の様々な媒体を通じて、男女共同参画の重要性及び必要性について、広報・啓発を今後も継続して行います。また、子どもから大人まで分かりやすい情報の発信を行います。	企画財政課
②男女共同参画週間等の機会を通じた啓発	第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。	企画財政課
③第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知	第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の周知を図るため、計画のダイジェスト版による周知・広報啓発を行います。また、講演会などを開催し計画の周知を図ります。	企画財政課
④SDGsを踏まえたジェンダー平等の啓発・理解	SDGsが目指す17の目標のうち、目標5にあたる「ジェンダー平等の実現」について周知・広報を行うほか、SDGsの目標達成に向けた取組の普及啓発と理解を図ります。	企画財政課
⑤SNS等を活用した男女共同参画情報誌の発刊	男女共同参画に関する情報、事例紹介等の新たな情報発信手法として、SNS等を活用した男女共同参画情報誌を発刊し、男女共同参画が町民によりわかりやすく、より身近に感じられ、より情報を入手しやすくなるように図ります。	企画財政課
⑥男女共同参画「Q&A」の町ホームページへの掲載	男女共同参画に関する基礎知識の普及を図るため、男女共同参画についての趣旨、必要性、事例などをQ&A形式でホームページに掲載し、町民によりわかりやすく男女共同参画について伝えていきます。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・町から発信される男女共同参画についての情報に関心を持ち、目を通してみましょう。
- ・男女共同参画に関する研修・講座や、意識啓発の機会に積極的に参加しましょう。
- ・家庭での男女共同参画の在り方に目を向け、まずは家庭からチェックしてみましょう。
- ・男女共同参画の必要性を話し合ったり、互いを思いやる気持ちを育みましょう。

○地域では：

- ・機会があるごとに男女共同参画について話し合いましょう。
- ・自治会や地域活動の中での男女共同参画の在り方について、チェックしてみましょう。
- ・町との連携のもと、各字公民館等での男女共同参画パネル展の実施を図り、地域での男女共同参画の意識醸成に努めましょう。

○職場では：

- ・町から発信される男女共同参画の情報に関心を持ち、男女共同参画を職場で取り入れる方法を考えてみましょう。
- ・職場での男女共同参画の在り方に目を向け、職場の状況をチェックしてみましょう。
- ・男女共同参画の重要性を理解し、男女共同参画パネル展への協力等を行うとともに、男女共同参画の学習会などに従業員の参加を促すなど、人材育成に努めましょう。

(2) 人権と多様性を尊重するための教育・学習機会の充実

【目指す将来像】

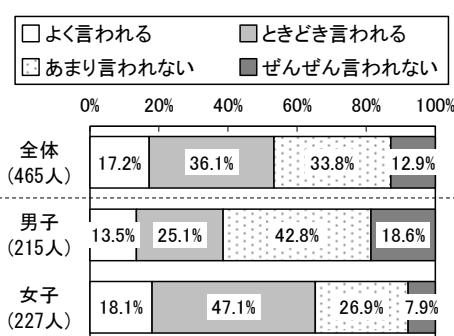
●子どもの頃から、人権や多様性を尊重する心を育み、誰もが互いを認め合って支え合
いながら暮らしていけるまち

【現状と課題】

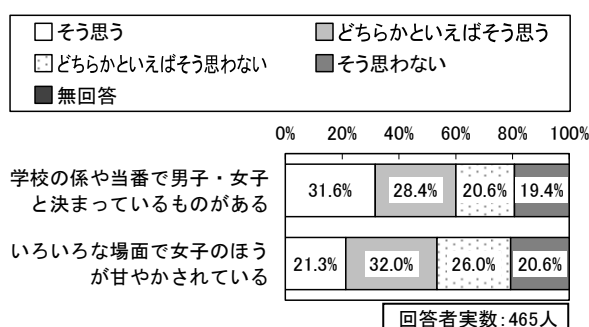
日本では、昔からの慣行や社会の中で「女性だから・・・」、「男性だから・・・」という、女性、男性の固定的性別役割分担意識があり、それを当たり前のように押し付けられたり、あるいは無意識に受け入れてしまっている場合が、世の中には今も多くあります。こうした固定的性別役割分担意識は、幼い頃から日常生活の様々な場・機会を通して植え付けられていくものであり、男女共同参画社会の推進を妨げる一因となっています。

令和3年度(2021年度)に行った子ども意識調査では、親から「男子(女子)だから〇〇しなさい」と言われた経験(「よく言われる」+「ときどき言われる」を合わせた割合)について、中学生男子は38.6%であるのに対し、中学生女子は65.2%を占めており、小学生や高校生より高い結果となっています。さらに、男女の性差意識について見ると、中・高校生では、学校の係や当番で男子・女子の役割分担を感じている割合(「そう思う」+「どちらかといえばそう思う」を合わせた割合)が50%程度を占めるほか、女子の方がいろいろな場面で甘やかされていると感じる割合が40%～50%程度あります。

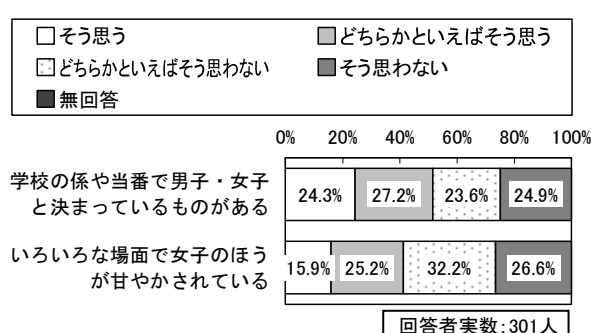
大人から「男子(女子)だから〇〇しなさい」と言われた経験【中学生】(全体・性別)



男女の性差についての意識【中学生】



男女の性差についての意識【高校生】



町民意識調査結果においては、男女共同参画のために行政が推進すべきこととして、学校での男女共同参画教育を重視する声(「非常に重要」+「ある程度重要」を合わせた割合)が 80.7%を占めており、子どもの頃からの男女共同参画意識の醸成が望まれています。

そうした中、本町の学校教育の場では、道徳や特別活動も含め、全ての学校教育活動を通して、人権教育を推進しています。また、ジェンダー平等を意識づけるため、保育園や幼稚園、学校では、男女とも「さん付け」で呼ぶことや、男女混合名簿を導入しているほか、中学校においては、令和3年度(2021年度)より、性別に関係なく制服を選べる「制服選択制」を導入しています。この取組を自治体として実施しているのは県内初であり、男女混合名簿、制服選択制など本町は学校教育の場において、すべての人の人権、多様性の尊重を意識して推進しています。町民意識調査でも、男女の地位の平等感については、「家庭生活で」、「職場で」、「政治の場で」、「社会通念・慣習・しきたりなどで」では男性が優遇されていると感じる割合が半数を超えています。が、「学校教育の場で」では男女平等と感じる割合が 52.1%で、最も平等感を感じているのは学校であることがわかります。

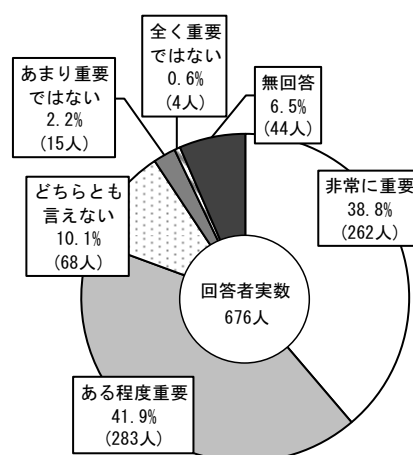
性の多様性に目を向けると、性の多様性を認めていきたいとする声は、町民意識調査では、72.5%、中学生で 81.5%、高校生で 71.1%となっており、男女別では女性の方でこの割合が高くなっています。学校においては、児童生徒や教職員を対象とした L G B T の理解や性の多様性を学ぶ講演会や学習会(道徳や特別活動など)を実施しており、性の多様性についての理解が深まるように努めています。今後も引き続き、ジェンダー教育や L G B T を含めた性の多様性に係る学習を推進する必要があります。

【基本的な考え方】

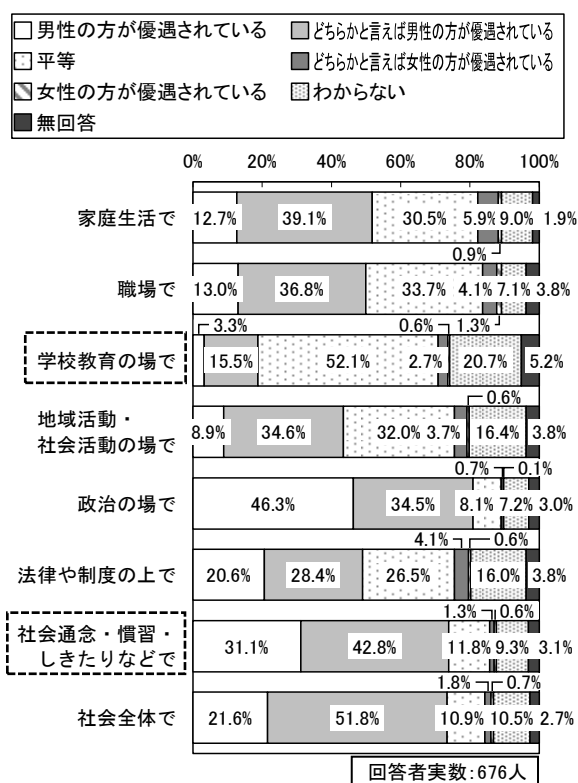
男女共同参画やジェンダー、性の多様性、人権などについては、子どもの頃から意識の醸成を図ることが重要です。子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期から、固定的性別役割分担を意識しない教育や人権、DV、ジェンダー平等、性に関する正しい知識について、子どもの発達段階に応じた教育を推進します。

また、子どもたちを指導する立場である保育士や教職員等も、男女共同参画意識を高め、更なる向上を図ります。

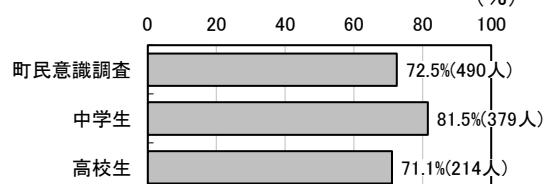
学校での男女共同参画教育を重視してほしい割合



男女の地位の平等感



L G B T (性的少数者) を性の多様性として認める必要があると思う割合 (%)



【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①幼児期におけるジェンダー教育の推進	子どもの成長・価値観の形成に大きな影響を与える幼児期において、家庭との連携のもと、保育所や幼稚園等で固定的性別役割分担意識を植え付けない教育を推進します。	こども課 学校教育課
②児童生徒へのジェンダー平等の学習機会・学校生活の推進	道徳の時間や総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、固定的性別役割分担意識を植え付けないジェンダー平等の学習機会や学校生活を推進します。 また、L G B T等、性の多様性について理解するための人権教育について、子どもの発達段階に応じた取組を推進します。	学校教育課
③主体的な進路選択を支えるキャリア教育の推進	次世代を担う子どもたちが性別に捉われることなく、それぞれが望む進路を主体的に選択でき、幅広い分野に進めるよう、適切な進路指導やキャリア教育の推進を図ります。	学校教育課
④保育、教育関係者に対する男女共同参画に関する研修の充実	保育士や教職員等の関係者に対して、男女共同参画意識の更なる高揚を図るため、研修機会の充実を図ります。	こども課 学校教育課
⑤学校教育での人権教育等の推進	人権ガイドブックの活用をはじめ、道徳の時間や平和学習、総合的な学習の時間等、あらゆる場面を通し、学校教育において多様性を認め合える人権教育やD V等の教育を推進します。	学校教育課
⑥人権の尊重を踏まえたメディア・リテラシーの推進	情報化社会の中で、人権を尊重した情報モラルを身につけられるよう、S N Sやインターネットの活用に係るメディア・リテラシーについて、人権尊重の観点を踏まえた情報モラルの周知と指導を行います。	企画財政課 学校教育課
⑦性教育・思春期教育の推進	すべての人がともに性に関する正しい知識を持ち、命の大切さや親になることの意義、人権尊重について理解と認識を深めるため、発達段階に応じた性教育・思春期教育を推進します。	学校教育課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・男女を分け隔てなく育てるとともに、男女を問わず、子どもの頃から家事などを体験させましょう。
- ・子どもが、学校で学んだり体験したジェンダー平等や多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会に関する話題に対して、保護者は関心を持ち、一緒に考え、意見交換してみましょう。
- ・「男だから」「女だから」、「男でしょ」「女でしょ」といった区別は避けましょう。
- ・子どもの進路について、子ども自身に主体的に選ばせましょう。

方針２．女性活躍のための方策の推進

(1) 政策・意思決定過程への女性の参画拡大

【目指す将来像】

●管理職など、指導的立場で活躍する女性が増え、すべての人が自らの力を発揮するとともに、多様な市民の視点や考え方をまちづくり、民間事業所・団体の活動に反映させていく活力あるまち

【現状と課題】

国では、女性の活躍を推進する取組を行ってきましたが、「指導的地位に女性が占める割合」は令和２年<2020 年>で 10%にとどまっており、目標としていた 30%に届いていません。また、令和３年<2021 年>の世界経済フォーラムでは、SDGs の目指す「目標 5」である「ジェンダー平等の実現」において、世界 156 か国のうち、120 位と低い状況にあります。

このような状況を受け、国では、令和２年<2020 年>12 月に策定した「男女共同参画基本計画」において、社会での女性の活躍を重視する計画を掲げています。

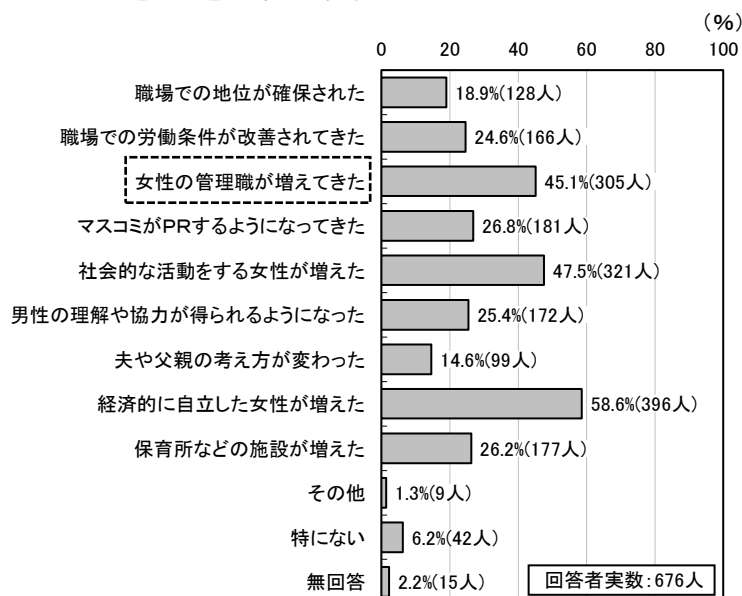
本町においては、多様な市民の視点や考え方をまちづくりに反映させていくためにも、あらゆる分野における政策等の立案及び意思決定において、すべての人が対等に参画することを目指して取組を行って来ました。

本町職員の女性管理職登用は 30%であり、県平均の 14%、全国平均の 14.2%を上回り、県内では第 1 位と最も高くなっています。しかし、各種審議会等の女性登用の割合をみると、令和２年度<2020 年度>では 27.4%であり、10 年前の平成 23 年<2011 年>４月 1 日の 32.8%を下回る状況にあります。県内でも 17 位と高くはなく、女性委員のいない審議会等もあります。審議会における女性の参画が課題となっています。

令和３年度<2021 年度>の町民意識調査では、女性を取り巻く環境で変わってきていると感じることとして、「女性の管理職が増えた」という声が 45.1%と半数近くを占めています。しかし、男性優位の社会の仕組みや制度が根強くあるために、女性の管理職が少ないという声が 51.3%と半数を占めるほか、女性の能力発揮のチャンスが男性のように与えられていないという声も 30.3%ありました。

こういった状況を踏まえ、男性優位の社会構造を変え、すべての人が能力アップや力を発揮できるように取り組んでいくことが求められています。職場や地域、行政等あらゆる分野で女性の意識を高めていくとともに、女性の

女性を取り巻く環境で変わってきていると思うもの



能力を十分に発揮できるような支援や環境づくりを行うなど、政策・意思決定過程への女性の参画により、女性が一層活躍する社会づくりを進める必要があります。

【基本的な考え方】

管理職の女性登用を推進するとともに、女性の活躍について、職員への研修や女性職員の意識向上、リーダー育成に係る研修等を行うなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)を行います。

また、審議会・委員会委員の選任の際にも、男女を問わず幅広い人材の登用を図り、女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に積極的に取り組みます。さらに、民間事業所や各種団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①審議会・委員会など意思決定の場での女性登用率の向上	審議会・委員会委員の選任について、男女を問わず幅広い人材の登用を図ります。また、審議会・委員会等における女性委員のいない審議会等の解消や、女性委員比率の向上に向けて積極的に取り組みます。	全課
②役場女性職員の管理職等への登用促進	女性職員について、研修などへの積極的な参加を促すとともに、能力のある女性の昇任・管理職への登用、職域の拡大を図るなど、積極的改善措置(ポジティブアクション)の働きかけを行います。 また、このような女性職員をサポートするため、多くの職員の理解がある環境を整備します。	企画財政課 総務課
③民間事業所・団体等に対する女性の管理職登用の啓発実施	民間事業所や商工会等関係団体、自治会等に対し、女性の登用・女性管理職登用の啓発を図ります。	産業振興課 総務課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

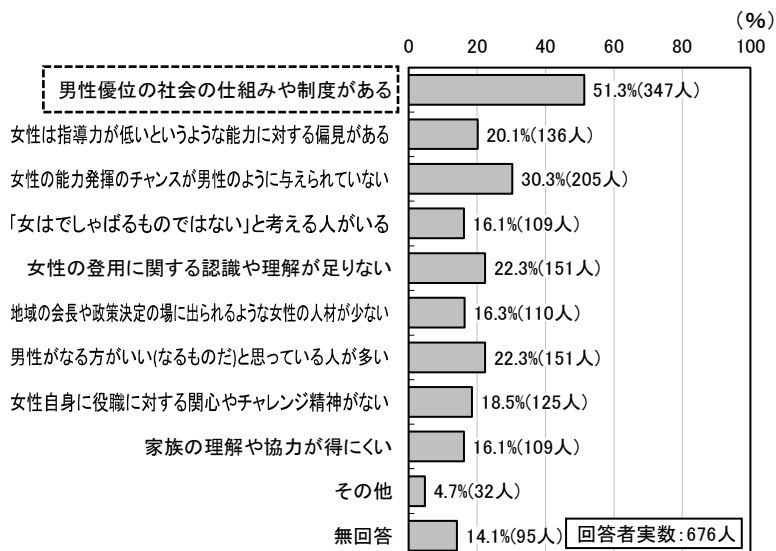
○家庭では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、自らの力を発揮できるように、各種審議会・委員会等、まちづくりの様々な場に積極的に参画しましょう。
- ・地域の役職などに女性も積極的にチャレンジしましょう。

○地域では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を役職として登用するなど、男女共同参画による地域づくりに努めましょう。

自治体の首長や議員、企業の管理職に女性の参画が少ない理由



○職場では：

- ・女性の活躍や男女共同参画の視点を踏まえながら、優れた人材を管理職として登用するなど、公平な職場環境創出に努めましょう。

(2) 女性のエンパワーメントに対する支援の充実

【目指す将来像】

- 女性の潜在能力を引き出すことで、女性があらゆる分野で活動し、社会の発展により多く関わっていくまち

【現状と課題】

近年、共働き世帯が増加し、女性の社会進出が進んでいますが、指導的立場に占める女性の割合は世界と比べて低くとどまっています。女性が能力を十分に発揮するためには、本人の努力とともに、能力開発・人材育成などにより女性が力をつけていく支援の充実も必要となります。SDGsにおいては、目標の5番目に「ジェンダー平等を実現しよう」が掲げられており、ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図ることを目標としています。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、首長や議員、管理職などへの女性の参画が少ない理由のうち、「女性自身に役職に対する関心やチャレンジ精神がない」という回答は18.5%で、10年前の調査時(28.5%)からやや下がっています。意思決定過程への参画などにおいて、女性の向上心は以前より高まってきていることがうかがえます。

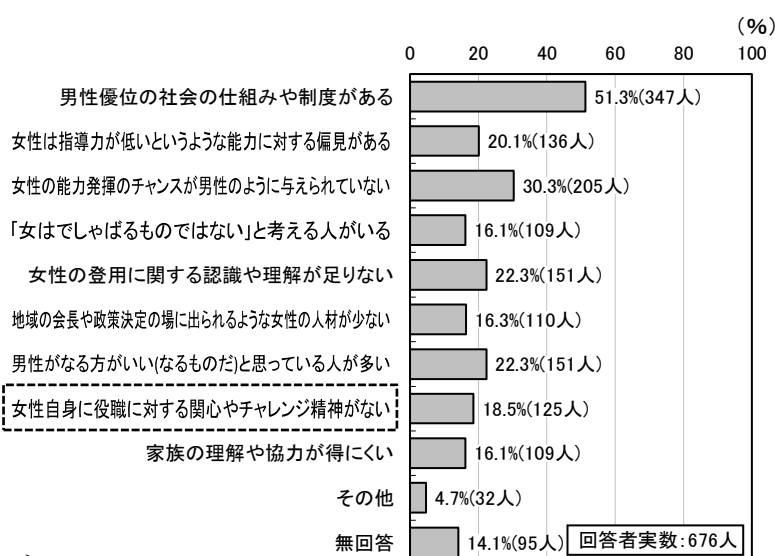
本町では、女性の研修参加を促し、女性リーダーの育成、女性団体の交流会など、女性のエンパワーメントと交流につながる取組を推進しています。

女性が社会の様々な分野で活躍し、責任ある役割を担っていくために、女性の能力向上のための支援及び、女性が力を発揮できる組織環境であることが必要です。

【基本的な考え方】

女性がその能力を十分に発揮できるように、女性リーダーの育成及び女性のエンパワーメントや女性の能力開発につながる各種講座等の実施や情報提供等を行い、女性の意識向上と、責任ある役割を担い、やりがいを感じながら自分らしく生きていくための支援に努めます。

自治体の首長や議員、企業の管理職に女性の参画が少ない理由



【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①女性リーダーの育成	各団体や地域等で活動する女性リーダーの育成に向け、国内外の各種研修への派遣や女性リーダー研修の実施、女性のエンパワーメントにつながる生涯学習講座等の実施を図ります。	企画財政課 生涯学習文化課
②女性団体等交流会の実施と連絡協議会の設立支援	女性団体等交流会を開催するとともに、女性団体の連携を図りながら町女性団体連絡協議会の立ち上げを支援します。	企画財政課
③女性のための講座等の周知・広報	関係機関等が実施する、女性の人材育成講座等に関する情報の周知・広報を行います。	企画財政課 生涯学習文化課
④女性起業家への支援	町商工会や金融機関等の関係機関等と連携し、女性起業家育成のための講座の実施、情報提供や相談を行います。	産業振興課
⑤SDGsを活用した女性のエンパワーメントの推進	町内の女性団体等に対して、SDGsに関連する活動・セミナー・交流を推進することで、各団体間の連携を促進し、SDGsの活用による女性のエンパワーメントの推進を図ります。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・女性のエンパワーメントに関心を持ち、関連する学習機会等に参加しましょう。
- ・男性も、女性のエンパワーメントに関心を持ち、社会参加する女性を支援しましょう。

○地域では：

- ・自治会等においては、幅広い人材の活用とリーダーの育成に努めましょう。
- ・女性団体間の交流を充実していくとともに、女性のエンパワーメントに資する取組や情報交換などを行いましょう。

○職場では：

- ・資格取得や職業能力開発にチャレンジする意欲を高めるため、女性従業員の能力開発講座等への参加促進等を行いましょう。

(3) 男女共同参画の視点に立った地域活動の促進

【目指す将来像】

- 地域に残るこれまでの慣行を見直しながら、すべての人が、参加したい行事や伝統芸能、防犯、防災、見守り活動などに自由に参加し、つながりを持って地域活動するまち

【現状と課題】

沖縄には優れた文化がたくさんあり、本町においても綱引き、エイサーなどをはじめとする伝統と文化に恵まれたまちです。祭りや伝統文化の中には、旗頭、獅子舞、綱引きなどでは、男性が担うものという風習があり、女性が参加できないなど、地域における「男性社会」の傾向が見られます。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、男女の地位の平等感について、「社会通念・慣習・しきたりなどで」で男性優遇を感じるという割合（「男性の方が優遇されている」+「どちらかと言えば男性の方が優遇されている」を合わせた割合）が73.9%（平成23年（2011年）調査時64%）と非常に高く、また「地域活動・社会活動の場で」では43.5%（平成23年（2011年）調査時37.6%）が男性優遇を感じています。この結果は10年前の調査時より上昇しており、地域社会における男女平等の推進が必要となっています。

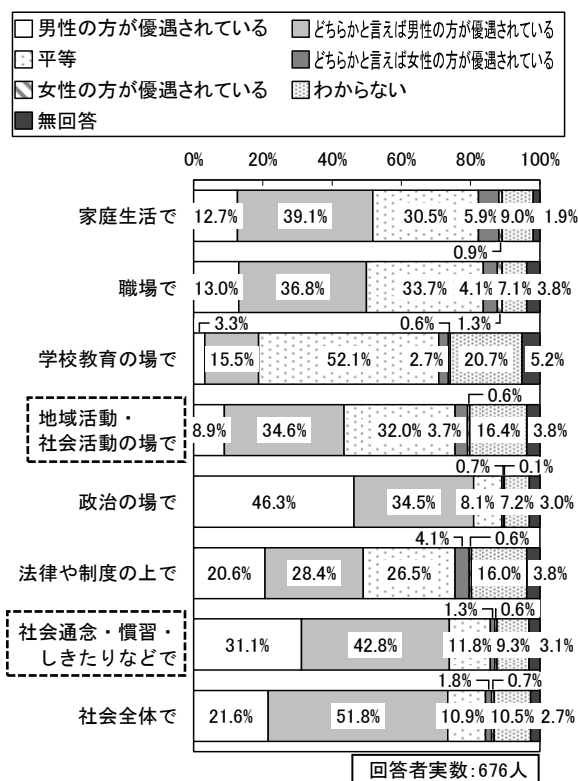
本町においては、男女共同参画週間でのパネル展を開催し、社会制度や慣行についての見直しとその意識づくりのための広報・啓発活動を行っています。また、女性が主体となった活動の強化を図るべく各女性団体が連携し、交流できる機会を確保してきました。防災分野においては、女性の視点を踏まえた避難所の在り方検討も必要であり、女性の意見を災害・防災対策に取り入れながら地域防災に取り組むことも大切です。

活力ある地域社会を築くためにも、社会通念・慣行での男性優位を見直すきっかけづくりをしていくとともに、すべての人が同じ立場で共に地域社会に参画し、協働で支え合っている地域社会づくりが必要です。

【基本的な考え方】

地域活動を行う上で、誰もが参加でき、多様な考え方が地域づくりに活かされることを目指します。また、地域の社会通念や慣行について、男女共同参画の視点でより望ましい方向へ見直しを行うことで、地域の活性化や組織の活動強化につなげます。

男女の地位の平等感



地域防災においても、男女共同参画の視点で、災害時の避難や避難所、被災後の生活等について検討し、地域防災に取り組みます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①町民の自治会や各種団体の活動への参加促進	すべての人がともに自治会や各種団体の活動に参加し、多様な考え方が地域づくりや各種活動に活かされるよう、広報や様々な講座等を行い、自治会や各種団体の活動など様々な地域活動への町民の参画を促進します。	総務課 企画財政課 住民環境課 保健福祉課 教育総務課 生涯学習文化課
②社会制度・慣行の見直しと意識づくり	家庭、職場、地域社会などにおける社会制度や慣行について、すべての人が社会の一員として対等な立場で意思決定をし、自らの責任を果たせるようにしていくなど、意識の啓発を図ります。	企画財政課
③伝統文化・芸能・工芸における男女共同参画への理解促進	伝統的な性別意識・慣行のある伝統文化・芸能・工芸について、性別に偏らず、希望する人が参加できるように促すなど、時代に合った伝統文化・芸能・工芸の保存と継承について理解促進を図ります。	生涯学習文化課
④防災の分野に関する意見の反映や女性委員の登用	町の地域防災計画や災害時の避難、避難所や被災後の生活での様々な問題を解決するために、女性やその他多様な方々の視点を取り入れたり、防災会議の委員などに登用を図ります。	総務課
⑤第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～推進に向けた町民組織の育成支援・連携体制の充実	地域や職域等で男女共同参画や、人権問題等に関する調査、研究などの取組を行う団体の育成を支援し、連携体制の充実に努めます。	企画財政課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・男女を問わず、自治会活動等の地域活動に積極的に参加しましょう。
- ・伝統芸能などで興味のあるものには、誰もが積極的に参加しましょう。

○地域では：

- ・自治会活動や、防犯・防災など様々な地域活動への女性の参画を促しましょう。
- ・男女で分けられている役割・慣行が地域の中にないか検証し、皆で改善に向けて話し合うなど見直しを行いましょう。
- ・伝統芸能においては、これまでの男性偏重の慣行を見直し、性別で分け隔てることなく、誰もが参加できるようにしましょう。

方針3. 多様性を尊重し、すべての人が共に安心して暮らすための支援充実

(1) ジェンダーに基づくあらゆる暴力の根絶

【目指す将来像】

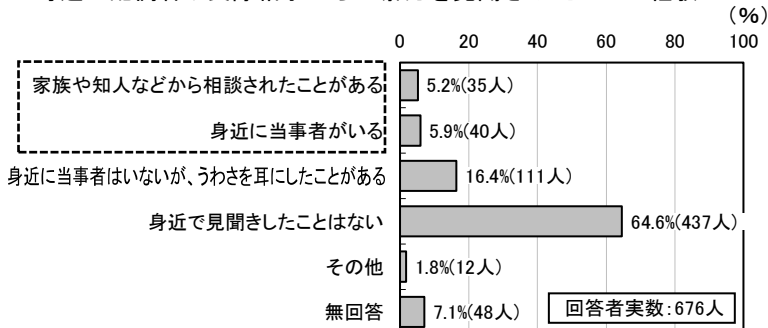
- すべての人がDVや虐待を見逃さず、予防や早期発見が迅速に行われるとともに、相談から支援までの体制が構築されているまち
- あらゆる暴力が根絶され、すべての人が安心して暮らすまち

【現状と課題】

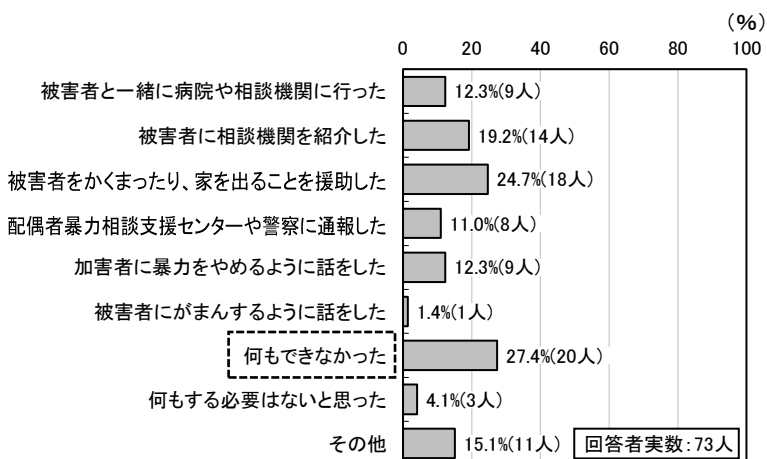
男女共同参画社会の実現においては、人々の人権尊重の上に成り立つものであり、DV(ドメスティック・バイオレンス)やセクシャル・ハラスメント、性犯罪などの暴力は、明らかに人権を侵害するものであります。また、DVは、子どもが暴力を目にすることで、子どもへの精神的虐待にもなるほか、DVのある家庭では子どもへの暴力も見られます。

令和3年度<2021年度>の町民意識調査では、DV被害者について、「身近に当事者がいる」や「家族や知人から相談されたことがある」という回答が5%程度あります。DVを見聞きした際には、被害者をかくまったり、相談機関を紹介したという声があるものの、「何もできなかった」という回答が27.4%あります。また、回答者本人がDVを受けた経験(「1、2回あった」+「何回もあった」を合わせた割合)を見ると、「暴言を受けた」が21.3%、「身体に対する暴力を受けた」が13.0%であるほか、男性に比べて女性の方が高くなっています。暴力を受けた際の相談状況を見ると、どこにも相談しなかったという回答が44.1%を占めており、相談しなかった理由としては、「相談するほどではなかった」や「自分も悪いところがあった」をあげる声が高いが、中には「恥ずかしくて誰にも言えなかった」、「相談しても無駄だと思った」、「自分が我慢すればやっていけるといった」という回答がそれぞれ20%弱あります。DVについて悩み、つらい思いを抱え込まずに済むように、専門相談の窓口が周知されるとともに、どんなことでも気軽に相談できる場、プライバシーが守られる場、親身になって寄り添う場であり、相談者を“受け止める場”である必要があります。

身近で配偶者や交際相手からの暴力を見聞きしたことの経験



配偶者や交際相手からの暴力を見聞きした時の対応



また、調査結果の中には、女性だけではなく、男性へのDVや専用相談窓口など、男性の視点での取組も必要であるという声が見られました。

本町では、男女共同参画週間において、身体的・精神的・性的暴力などDVについてのポスター展示を行い、DV防止のための広報・啓発を行っているほか、町ホームページに相談窓口一覧を掲載し、DVや性的暴力の防止と被害者のための相談窓口についての情報提供を行っています。今後は、町の公式LINEへの掲載の仕方など、利用したい人がすぐに検索できるような方法も検討が必要です。

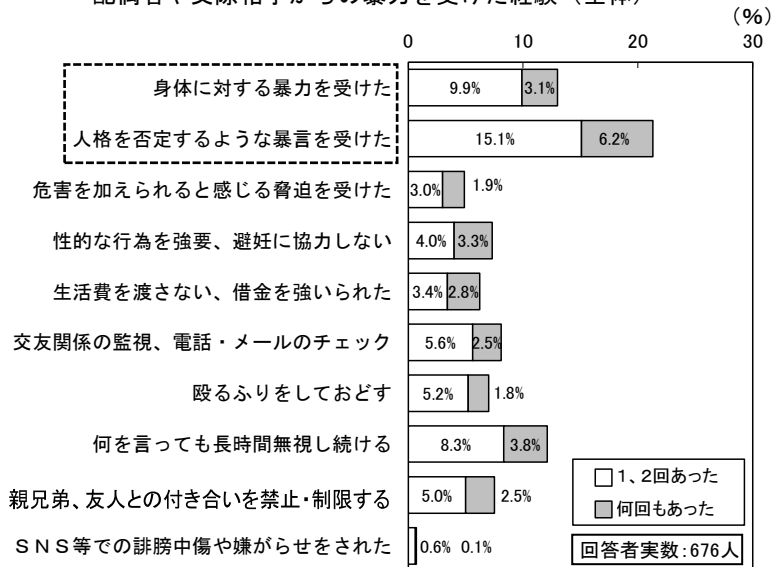
また、高齢者、障がい者、児童への虐待防止と虐待の早期発見・早期の対策を講じるため、町民への虐待に関する知識の普及啓発や関係機関等との連携ネットワークを構築しています。児童虐待については、家庭でのDVが関係していることもあるため、こども課内にDVに関する相談窓口を設置しています。

学校においては、全児童生徒へ児童虐待の相談窓口等(189)のチラシを配布し、窓口の周知に努めています。要保護児童等対策地域協議会を設置し、関係機関等との連携体制のもと、虐待の早期発見・対応に努めています。

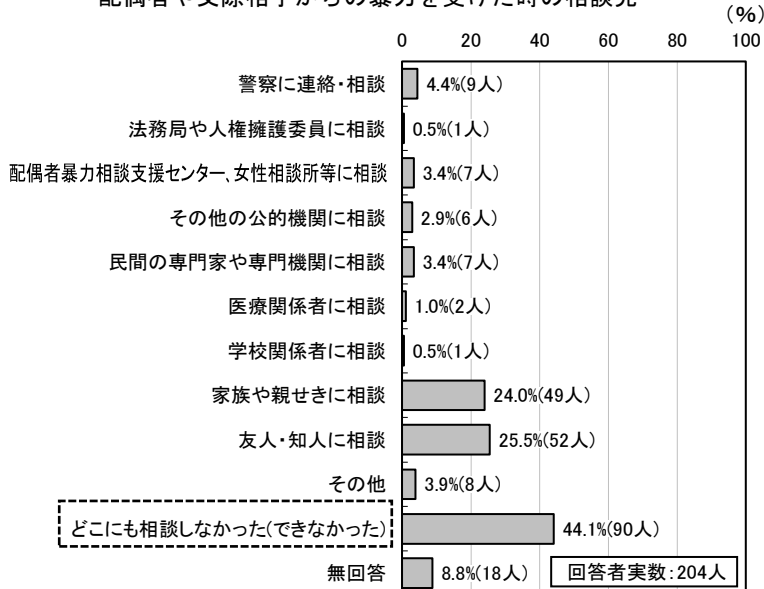
【基本的な考え方】

DVや、恋人間に起こるデートDVなどの予防、虐待も含めたあらゆる暴力の根絶を図るために、身体的・精神的・性的暴力などについての情報、相談窓口の周知を行います。また、要保護児童等対策地域協議会を

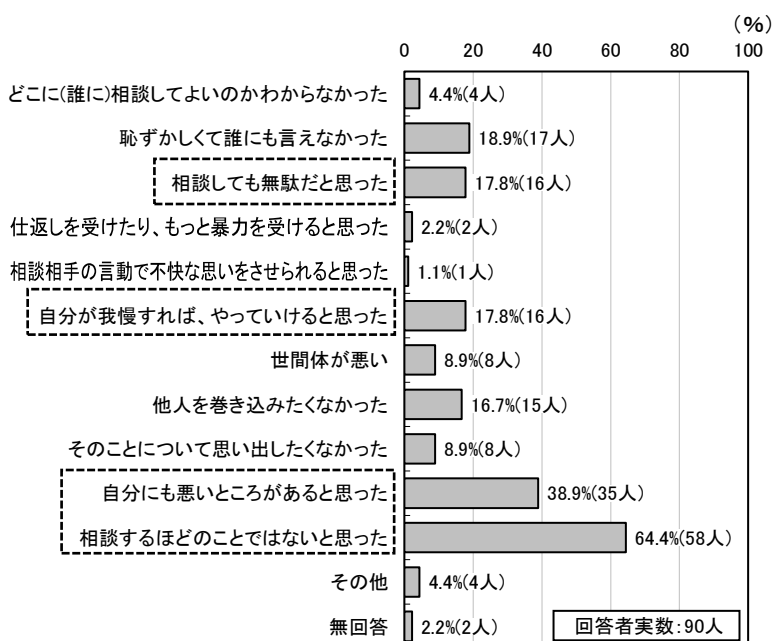
配偶者や交際相手からの暴力を受けた経験（全体）



配偶者や交際相手からの暴力を受けた時の相談先



配偶者や交際相手からの暴力を受けたことを相談しなかった理由



通じて、関係各課や関係機関等との連携を強化し、DVや虐待の予防とケースに対する早期対応を図ります。

被害者保護やプライバシーの観点では、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につないだり、被害者の住所を探索することを防止する措置を講じる等の対策を行います。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①DV・虐待等に関する情報の周知広報充実	配偶者や恋人等からの暴力を根絶するため、DV防止法の周知徹底を図るとともに、ポスター等各種広報媒体を活用し、身体的・精神的・性的暴力などの様々なケースがDVに該当することを周知します。また、関係各課との連携のもと、高齢者虐待防止法や障害者虐待防止法等の周知と合わせ、あらゆる暴力・性犯罪等の根絶に向けた効果的な周知活動を展開します。 周知広報は、地域全体に対するもののほか、幼稚園、保育所、学校等といった、子どもに関連する関係機関等へも行います。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
②DV・虐待等に対する相談窓口の周知及び充実	男女を問わずDVや虐待も含めたあらゆる暴力の防止と被害者の保護を図るため、関係機関等による相談窓口の周知を行います。 なお、役場内においては、女性相談員の増員を図るなど、プライバシーに配慮した相談窓口の充実を図ります。また、学校においても、児童虐待の相談先の周知を行います。	企画財政課 こども課 学校教育課
③保育、教育関係者へのDV・虐待等に関する研修機会等の確保	保育士や教職員等、乳幼児や児童生徒等の関係者に対し、DVや虐待防止の研修機会等を設け、意識の向上を図ります。	こども課 学校教育課
④要保護児童等対策地域協議会の充実	DVや各種虐待の防止、被害者への適切な対応に向け、要保護児童等対策地域協議会の強化を図るため、協議会の定期的な開催、関係課や関係機関等との連携を強化し、様々な事例に迅速対応を図ります。	企画財政課 こども課 保健福祉課 学校教育課
⑤一時保護施設(シェルター)へのつなぎ支援	関係機関等との連携・調整を行う間、保護が必要な人を一時保護施設(シェルター)につなぎ、利用が必要な人への対応を行います。	企画財政課 こども課
⑥住民基本台帳事務等における被害者保護支援措置の実施	DV及び虐待加害者が住民票の写し等を不当に請求し、被害者の住所を探索することを防止するため、被害者からの申し出により支援措置を講じます。	住民環境課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・DVや虐待に関する相談窓口を知り、必要な時には早めに相談しましょう。
- ・DV等、身の回りで起こっている人権侵害や暴力等に対しては、見逃すことなく通報するなど、適切に対応しましょう。

○地域では：

- ・近所で子ども、障がい者、高齢者などの虐待が心配される時には、すぐ通報するなど、虐待の予防や早期発見を意識して行動しましょう。

- ・DVに悩んでいる人などがいた場合、相談に応じたり、相談窓口を紹介しましょう。また、DV被害者を発見した場合は警察などに通報しましょう。

(2) 生涯にわたる健康づくりへの支援

【目指す将来像】

- すべての人に健診等の保健事業が提供され、すべての人が健康的な生活を確保するとともに、妊娠、出産から子育て期に至る切れ目のない支援を受け、健康で安心して子育てができるまち

【現状と課題】

すべての人が安心して暮らすために、健康であることが一番の願いであり、生涯を通じた健康支援が求められています。特に、女性では、妊娠、出産とそれに伴う健康上の様々な問題に直面したり、婦人がん等の女性特有の病気もあります。平成6年<1994年>にカイロで開催された国際人口開発会議においては、リプロダクティブ・ヘルス／ライツが提唱され、すべての人々が身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることが求められました。

また、SDGsにおいては、目標の3番目に「すべての人に健康と福祉を」が掲げられており、あらゆる年齢のすべての人の健康的な生活を確保し、福祉を推進するとされています。

本町では、母子保健事業、健診、特定健診、がん検診、婦人がん検診等を実施するとともに、健診の重要性の啓発及び受診勧奨を行っています。令和2年度<2020年度>は新型コロナウイルス感染症の影響で一部予定を変更したものの、オンラインでの両親学級開催など、ICTを活用しながら事業実施しているものもあります。健診においては、若い世代の受診率向上を図ることが課題となっています。また、母子保健においては、「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦と子どもの健康等について、妊娠期からの切れ目のない支援を行う体制づくりを行っています。

【基本的な考え方】

すべての人が生涯にわたり健康的な生活を送る事ができるよう、性教育や思春期教育をはじめ、様々なライフステージの中で健康づくり支援を図ります。

妊産婦や子どもについては、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、母子の健康保持・増進や子育てで不安の解消等を図ります。また、女性については女性特有の病気もあるため、婦人がん検診の実施など支援を行います。

さらに、リプロダクティブ・ヘルス／ライツについて広報・啓発を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①住民健診・がん検診の充実	すべての人が生涯にわたって心身共に健康に過ごせるよう、住民健診やがん検診などの保健事業を充実します。特に、女性については、妊娠、出産期の健康管理をはじめ、婦人がん検診の実施及び特定の年齢に達した女性に対する子宮頸がん・乳がん検診の受診啓発を継続するなど性差に応じた支援を図ります。 また、住民健診や婦人がん検診などの重要性について若い世代への周知をさらにを行い、受診率向上を目指します。	国保年金課
②リプロダクティブ・ヘルス/ライツの意識啓発	リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について普及を図るため、情報提供を行います。	国保年金課
③妊娠期からの切れ目のない支援の推進	妊娠初期から子育て期において、それぞれの段階に応じた相談支援を行う「子育て世代包括支援センター」を中心に、妊娠期からの切れ目のない支援を行い、親子健康手帳発行時の保健指導、栄養指導をはじめ、妊娠出産に関する健康相談、産後ケア、保健指導、栄養指導等、母子保健サービスを推進します。	こども課 国保年金課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・各種健診(検診)を必ず受けるようにしましょう。
- ・妊娠、出産期から子育て期においては、町の各種母子保健の取組を受けるとともに、気になることは相談して不安や悩みの解決をしていきましょう。
- ・リプロダクティブ・ヘルス/ライツの理念について学ぶとともに、いつ何人子どもを産むか、あるいは産まないかを夫婦で話し合しましょう。

○地域では：

- ・地域から健診受診の呼びかけを行うとともに、健康づくりのための取組を行いましょう。

○職場では：

- ・従業員の健診受診を徹底するとともに、従業員等の健康管理を経営的な視点で考え、戦略的に実践する「健康経営」を進めましょう。

(3) 多様性を尊重し、すべての人が安心して暮らせる環境の整備

【目指す将来像】

- すべての人が、多様性（ダイバーシティ）を尊重する社会の中で互いを認め合い、安心して暮らせるまち

【現状と課題】

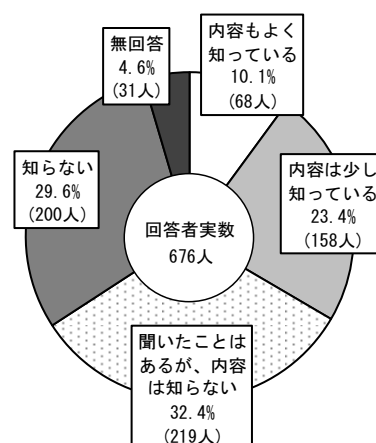
地域社会においては、性別や年齢のほか、国籍、障がいの有無、要介護状態の有無、認知症状の有無、家族形態など、様々な属性の方々が共に暮らしており、“属性”を超えて互いに認め合

い、支え合いながら、私たちは日常生活を営んでいます。このような「多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会」は、人種・性別・年齢などに一切関係なく、すべての人々が自分の能力を活かしていきいきと社会参加したり、また安心して地域で暮らしていける社会のことですが、高齢者、障がい者、外国人等は、介護・介助が必要であったり、言葉や文化が違い理解できなかったりと、支援を必要としている場合もあります。特に女性においては、支援が必要な上に、女性であることにより、さらに複合的に困難な状況に置かれている場合があります、防災、防犯、健康支援、生活支援、就労などにおいて、性別の観点も配慮が必要です。

令和3年度<2021年度>に実施した町民意識調査では、「多様性(ダイバーシティ)」という言葉の周知度(「内容もよく知っている」+「内容は少し知っている」を合わせた割合)は33.5%であり、用語だけではなく内容もよく知っているという回答は10.1%にとどまっています。

本町の各種事業・施策においても、「多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会」の認識を念頭に置きながら、すべての人が住みやすいと感じられ、また性別の観点も配慮した事業実施が必要です。

多様性(ダイバーシティ)の周知度



【基本的な考え方】

すべての人が、多様性社会の中で互いを認め合い、支え合うことで、安心して暮らしていけるまちを目指し、各種支援やサービス提供を充実するほか、女性であることによる複合的な困難が解消されるように努めます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
① 高齢者が安心して暮らせる環境の充実	すべての人が、高齢になっても介護を必要とせず、生きがいを持って暮らせるよう、生きがい活動の機会の確保や参加促進、就労支援、介護予防事業の充実を推進します。 また、高齢者の性別や生活実態・ニーズを踏まえた包括的なケア体制充実を図ります。	保健福祉課 産業振興課
② 障がい者が安心して暮らせる環境の充実	障がいを理由とする差別の解消の観点から、すべての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に尊重し合い、共に生きる地域づくりを推進します。 また、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及び生活実態等に応じ、個別的な支援の必要性を踏まえたきめ細かい支援を図ります。	保健福祉課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・ 高齢者、障がい者等が家庭や身近にいる場合には、その方の状況を理解し、困っている場合は手助けをしましょう。

○地域では：

- ・ 地域の中で、多様性について理解し、互いを認め合いながら共に地域活動を行いましょう。

- ・障がいや認知症状などについて理解し、困っている人がいる時には相談にのったり、必要な支援につなぐなど支え合いを意識しましょう。
- ・介護予防等の生きがい活動へ、男性の参加を促しましょう。

○職場では：

- ・多様な人が働きやすい職場環境、相談しやすい環境、職員間で理解し合える環境づくりに努めましょう。

(4) 生活上の困難に直面するすべての人への支援

【目指す将来像】

- 生活上の困難に直面している町民が、法制度や地域の見守り・寄り添い・支え合いなどを受け、自立した生活を送れるまち

【現状と課題】

近年は生活保護受給者数の増加や制度のはざままで貧困生活を送る生活困窮世帯の増加が社会問題となっています。また、沖縄県ではひとり親家庭が多く、特に母子家庭は、母親の就労による収入が男性より低い状況もあり、生活困窮に陥りやすいという課題もあります。

このような中で、平成 27 年<2015 年>4 月から施行された「生活困窮者自立支援制度」は、生活困窮者が自立生活を送れるように相談支援から就労へのつなぎや斡旋など、一人ひとりの状況に合わせた支援プランを作成し、専門の支援員が相談者に寄り添いながら、他の専門機関と連携して、解決に向けた支援を行うものです。

本町においては、生活資金の貸し付けや就労の準備支援などにより、対象者の自立支援を図っています。

ひとり親家庭については医療費の一部を助成し母子父子家庭等の生活の安定と自立を支援しています。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等とも連携し、就労支援等を行っています。

また、沖縄県は子どもの貧困率が全国で一番高く、子どもの貧困対策を重視していますが、最近はやングケアラーも社会問題となり、子どもの孤立対策も重要となっています。

本町では生活困窮世帯の孤立対策を率先して行っており、子どもの居場所事業を実施し孤立している子ども達やその世帯の支援を行っているほか、助産師と連携した若年妊産婦支援・若年妊産婦の居場所事業を行い、子どもや保護者の気持ちに寄り添った支援を行っています。

【基本的な考え方】

生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援等を行います。また、ひとり親家庭の自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援を行います。

子どもの孤立対策である居場所事業、若年妊産婦への支援により、人とのつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。さらに、自立を目指す若者の自立支援に努めます。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①生活困窮世帯への自立支援	生活困窮世帯の自立支援を図るため、生活困窮世帯への自立相談支援や就労準備支援などについて、パーソナルサポートセンター南部と連携を取りながら進めます。	こども課
②ひとり親家庭への支援・自立の促進	母子父子家庭医療費助成事業の継続実施により、ひとり親家庭の負担軽減を図ります。また、母子家庭等就業・自立支援センターなどの関係機関等との連携のもと、自立に向けた生活就労支援や相談事業などの支援策の実施を図ります。	こども課
③子どもの孤立（貧困）の防止に向けた支援の充実	教育委員会を含む各関係機関等と連携し、子どもの居場所事業により孤立している子ども達やその世帯の支援を行います。	こども課
④若年妊産婦に対する支援の充実	保健師や助産師と連携しながら、若年妊産婦への専門的な助言・指導による産前からの切れ目のない支援を行うとともに、生活困窮世帯の若年妊産婦に対して、安全安心な居場所を提供し、人とつながり、社会とつながる機会を作りながら寄り添い支援を行います。	こども課 国保年金課
⑤若年期の自立支援に向けた周知・広報	働く自信がないなどの悩みを持つ若者の自立支援を図るため、支援プログラムの作成や社会的自立・経済的自立の支援を行う「地域若者サポートステーション」の紹介を行います。	産業振興課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・近所のひとり親世帯や生活困窮世帯で困りごとを抱えている場合、相談先につなぐなど、気にかけてみましょう。
- ・子どもの孤立対策で町が行っている支援(食事支援や学習支援)に参加できるときは参加してみましょう。

○地域では：

- ・地域のひとり親世帯や生活困窮世帯の把握に努め、見守りなど気にかけてたり、困りごとを抱えている場合は相談先や必要な支援へのつなぎを行いましょう。
- ・子どもの孤立対策として食事支援や学習支援を行ってみるなど、地域での孤立防止に努めましょう。

○職場では：

- ・ひとり親世帯が職場で働き、子育てと両立できるように、職場環境を整えましょう。
- ・若者などが就労意欲を持って仕事に臨めるように、職場環境を整えましょう。

方針 4. 仕事と生活における男女共同参画の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスによる男女共同参画の推進

【目指す将来像】

●ワーク・ライフ・バランスが浸透し、誰もが仕事と私生活を両立しながら、ゆとりある暮らしができるまち

【現状と課題】

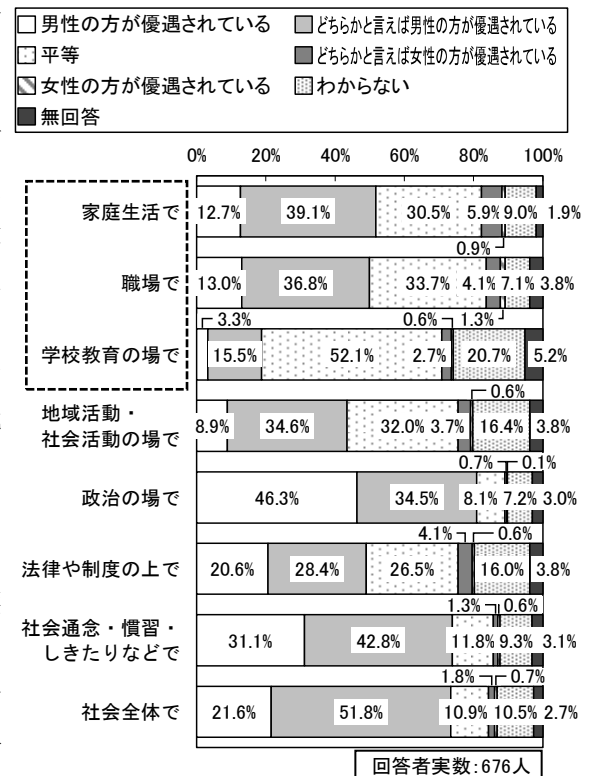
女性の社会進出、女性の社会での活躍を推進する上では、男女共同参画の視点で、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を図ることが重要であり、女性の社会参加とともに、男性の家事・育児への参画も必要です。世界と比べ、日本では男性が家事・育児にかかわる時間が短くなっています。近年は家庭を大事にする男性が増えてきましたが、それでも家事育児は女性を中心という状況が続いています。これは、日本における「男は仕事、女は家庭」という考え方が今も残っていることが要因の一つに挙げられますが、就労において男性の長時間労働がなかなか改善されない環境も一因となっており、「男性の働き方改革」も、女性の活躍と併せて進めていく必要があります。

さらに、仕事と生活の調和のためには、育児や介護を支援する制度の導入や職場の理解なども必要です。

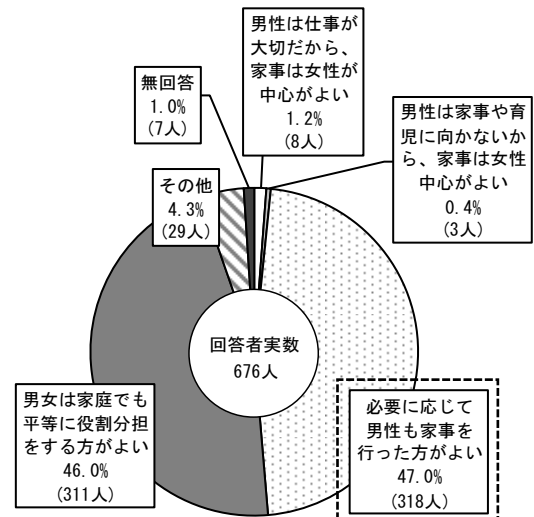
令和 3 年度<2021 年度>に行った町民意識調査では、男女の平等感を見ると、学校教育の場では男女平等と感じている割合が 50%を占める一方、職場では 33.7%、家庭では 30.5%と低くなっています。また、家庭での男女の役割分担については、男女ともに「必要に応じて男性も家事を行った方がよい」が 47.0%、「男女は家庭でも平等に役割分担をする方がよい」が 46.0%であり、社会生活を始めると、職場や家庭では学校教育の場と比べて男女共同参画が薄れた社会構造となっています。職場や家庭における理解と行動が進まなければ女性の活躍も達成されず、真のワーク・ライフ・バランスが達成されたとはいえません。

本町では、男女共同参画週間において、パネル展を開催し、ワーク・ライフ・バランスについての広報・啓発活動を行っています。また、保育所での通常保育

男女の地位の平等感



男女の役割分担に関する考え方



をはじめ多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等に努め、共働き家庭を中心とした仕事と生活の調和のために寄与しています。さらに、男性の料理教室等を行い、家事への男性の参加を促す取組にも努めています。

【基本的な考え方】

仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。また、仕事と子育ての両立が容易となるように、子育てや介護を支援する施設や多様なサービスの提供体制を充実します。

また、育児や介護への男性の参加を促進し、すべての人が共に育児や介護を担っていくように働きかけます。

教育の分野で取り組んでいる「家庭の日」や「家庭学級」の普及啓発とともに、家庭で家族が共に過ごす時間の確保及び父親の参加促進を図ります。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①仕事と生活の両立支援と働き方の見直し	男女共同参画週間に「町民ホール」や各施設等でワーク・ライフ・バランスについてのパネルを展示し、仕事と生活の調和が保たれるよう、働き方の見直しについて啓発を図ります。	企画財政課
②子育て支援の充実	仕事と子育ての両立や、子育てが安心してできる環境を整備するため、病児・病後児保育等の多様な保育サービス、幼稚園での預かり保育、学童クラブの充実、認可外保育施設への支援等を図ります。また、「子育て支援センター」の周知に努め、地域への子育て支援を図るとともに、男性の参加促進を働きかけます。	こども課
③介護サービス等の充実	仕事と介護の両立や、介護負担を軽減できる環境を整備するため、介護サービスの充実を図るとともに、地域で高齢者や障がい者を支援するボランティア等の育成・支援を図ります。 また、男性の介護参加を促進し、男女が共に介護を担っていくように働きかけます。	保健福祉課
④男性に向けた各種研修会、講座等の開催	家事・育児を分担するきっかけづくりとして、男性を対象とした各種研修会や講座等を実施し、男性が家事・育児を分担する意識を促します。	生涯学習文化課
⑤マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進	マタニティ教室や両親学級への父親の積極的な参加を促し、出産から育児について両親でともに分かち合い、支え合っていけるように努めます。	国保年金課
⑥「家庭の日」の普及・啓発	各家庭でともに過ごす時間を持つように心がけることを推進するため、「家庭の日」（毎月第3日曜日）の普及運動の周知や、児童生徒に対し絵画・ポスターコンクールへの応募を働きかけます。	生涯学習文化課 学校教育課
⑦家庭学級の推進	各小・中学校PTAが中心となり開催する「家庭教育学級」に父親も参加できるよう環境づくりに努めます。併せて、男女共同参画をテーマにした学習機会の創出も働きかけます。	生涯学習文化課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・ワーク・ライフ・バランスの取れた働き方や家庭のあり方を、夫婦やパートナーと共に考えてみましょう。
- ・家事や育児、介護を夫婦やパートナーと共に行い、互いの負担が軽減されるようにしましょう。

○地域では：

- ・地域でもワーク・ライフ・バランスについて考え、地域活動と仕事や家庭がバランスの取れたものとなるように努めましょう。
- ・地域の子育て家庭を支援するため、ファミリーサポートセンターのサポート会員への参画や、地域ぐるみによる子育て支援に努めましょう。

○職場では：

- ・一人ひとりのワーク・ライフ・バランスの実現を意識し、仕事とその他の生活を両立できる就業形態となるよう、労働条件・環境整備の向上に努めましょう。

(2) 職場における男女平等の実現

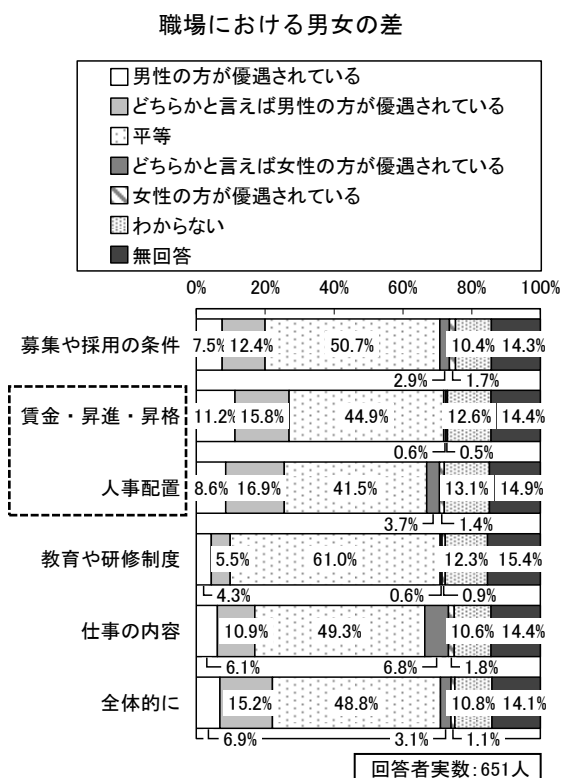
【目指す将来像】

- 職場での男女平等が実現し、すべての人が不安なく、意欲をもって就労できるまち

【現状と課題】

職場においては、管理職に男性が多いほか、賃金や役職等の面で男女の差がいまだに見られる状況にあります。これには、女性の活躍の推進とともに、男性の働き方改革の推進も不可欠であり、さらに育児や介護の担い手が女性に偏っていることも関係しています。

令和3年度<2021年度>に行った町民意識調査では、職場における男女の差として、「賃金・昇進・昇格」や「人事配置」を挙げる声が比較的高くなっています。また、女性が仕事を持つことについての考え方をたずねたところ、「結婚、出産に関わらず、ずっと仕事を持っている方がよい」という回答が60.2%と大半を占めています。女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこととしては、「労働時間の短縮や休日の増加など働きやすい労働条件」を挙げる声が55.0%でとても高くなっているほか、「育



児・介護休業制度」も 36.8%で高くなっています。

本町では、役場及び商工会の協力を得て、チラシ・パンフレット等による職場における男女共同の周知広報と理解啓発、各種ハラスメントの周知を行っています。周知方法については、町内事業所にしっかりと行き渡るように、新しい発信方法、情報の共有方法についても検討する必要があります。

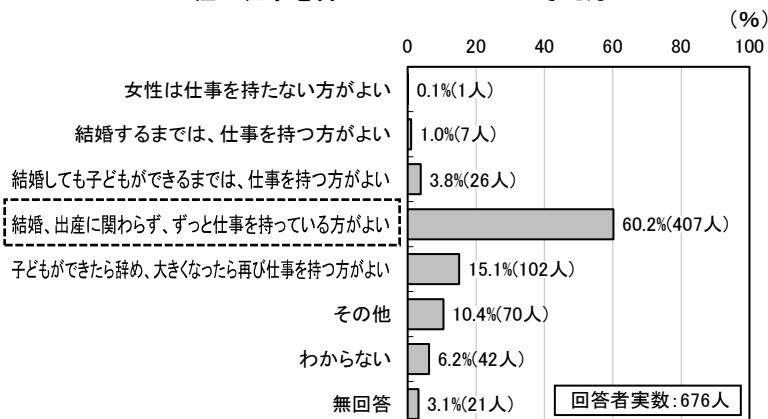
また、働く女性の妊娠、出産、育児及び介護について、職場で配慮を行うように理解を図るほか、就労環境改善を町内事業所に働きかけるなど、一層の強化が必要です。

【基本的な考え方】

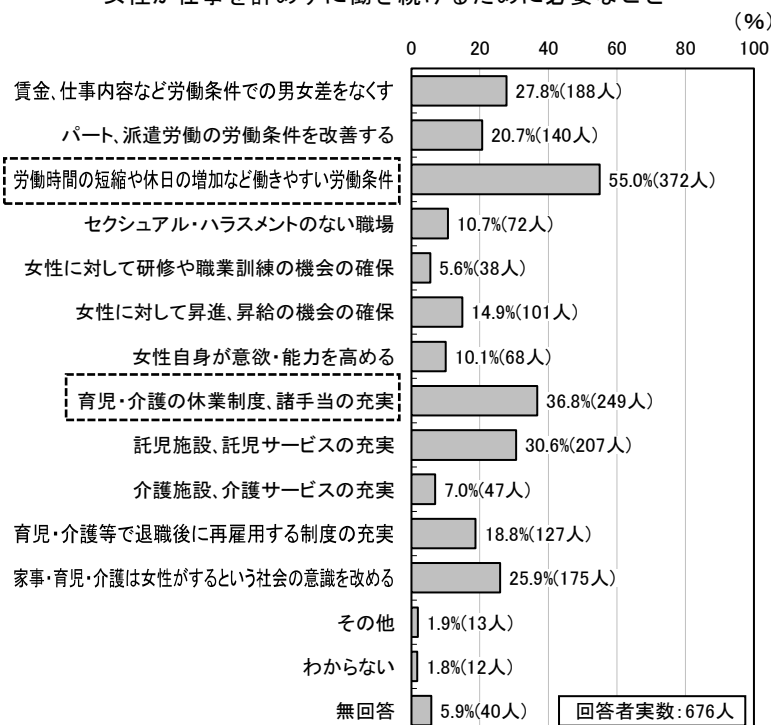
雇用や待遇において、すべての人が等しく適切な評価を受けられるよう、男女雇用機会均等法等の普及・啓発を図るとともに、職場において育児や介護を支援する就労環境づくり、父親の育児参加・働き方の見直しについて、啓発を図ります。

また、経済的な支援やキャリア教育等により、貧困など生活上の困難に直面する男女への支援を図ります。

女性が仕事を持つことについての考え方



女性が仕事を辞めずに働き続けるために必要なこと



【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①男女の均等な雇用機会等の確保	職場において、採用・昇進・配置・研修等で、性別によって不利な扱いを受けることがないように、事業所等への男女雇用機会均等法の普及・啓発を行います。また、パートタイム労働者、契約社員、派遣社員等の適切な処遇・労働条件の改善に向けて、「パートタイム有期雇用労働法」（令和2年<2020年>4月より施行）の普及・啓発を図ります。	総務課 企画財政課 産業振興課
②各種ハラスメント対策の周知	誰もが働きやすい職場環境としていくため、事業主に対し、職場の各種ハラスメント対策として雇用管理上講ずべき措置の周知を行い、認識の向上や適切な対処体制の構築等を促進します。	総務課 産業振興課

具体的な施策	施策の内容	担当課
③働く女性への妊娠中・出産後の配慮	女性労働者が妊娠中・出産後において健康で働きやすい職場づくりを目指すとともに、妊娠、出産を理由とする不利益な扱いを受けないよう、啓発を行います。	総務課 産業振興課
④育児・介護を支える職場環境の整備	仕事と家庭生活の両立に向けて、事業所に対し育児休業制度や介護休業制度の導入を働きかけるとともに、男女ともに育児休業・介護休業等が取得しやすい環境づくりを促進します。	総務課 産業振興課
⑤就労環境改善の啓発	就労環境の改善を図るため、労働時間等設定改善法、最低賃金等について町内事業所への広報・啓発を行います。 厚生労働省のイクメンプロジェクトサイトについて周知を図るなど、職場における父親の働き方の見直し、育児参加に関する啓発を行います。 また、仕事と生活の調和について事業所への啓発を行います。	産業振興課
⑥女性の再就職支援に向けた情報提供	出産後の女性の雇用について、関係機関等との連携のもと、就職情報や講座に関する情報提供等を図ります。	企画財政課 産業振興課
⑦厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録	厚生労働省の「ポータルサイト」へ登録し、随時、情報が取得できる体制をつくり、広く町民へ情報提供を行います。	産業振興課
⑧働く男女の健康管理対策の実施	長時間労働の抑制によるメンタルヘルスの確保や職場における健康管理を進めるとともに、事業所等への啓発を図ります。	総務課 産業振興課
⑨家族従業者への支援	農業などにおいて女性が対等なパートナーとして経営等に参画できるよう家族経営協定の確立の普及を、関係機関等と連携して普及・促進します。	産業振興課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・育児休業や介護休業を取得し、育児や介護に取り組みみましょう。

○職場では：

- ・従業員が、育児休業や介護休業を取得しやすい環境づくりに努めましょう。
- ・育児休業や介護休業のよさについて、取得した人と話す機会を持ちましょう。
- ・従業員一人ひとりの生活状況にも目を向け、育児、介護、ひとり親など、生活を支える視点でも就労環境を合わせていけるような、柔軟な就労環境づくりに努めましょう。
- ・性別による採用や部署配置を限定せず、従業員の能力を発揮できる職場環境をつくりましょう。
- ・従業員の服装に制限をかけず、すべての人が自分らしく、過ごしやすい職場環境をつくりましょう。
- ・セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントのない職場環境づくりに取り組みましょう。併せて、相談体制づくりに取り組みましょう。

方針５．多様性の視点を踏まえた平和への貢献と多文化理解の推進

(1) 平和の継承と発信

【目指す将来像】

- 町民が戦争の記憶を風化させることなく、平和を継承・発信していくとともに、誰もが安心して様々な活動に参加できる平和なまち

【現状と課題】

「男女共同参画社会の実現」は、人権が尊重された社会の実現であります。それ以前に、平和な社会である必要があります。SDGsの目標16では、「平和と公正をすべての人に」が掲げられており、平和な社会をつくることなどを求めています。

沖縄県は去る太平洋戦争で国内唯一の地上戦を経験し、計り知れないほどの人的・社会的・文化的な被害を受けました。本町も例外ではなく、首里・那覇に隣接し陸軍病院を抱えながら経験した激戦地としての記憶が、地域社会の至るところに染みついています。戦争は男性だけではなく、女性も様々な被害を受けるため、男性の視点だけでなく、女性の視点でも戦争被害や平和への思いを受け継ぎ、発信していくことが重要です。

本町では、学校での平和教育や平和交流を行い、講師派遣、戦争遺物を活用して戦争の歴史、人権に関わる問題や実態について学習しています。また、文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の見学による戦争を学ぶ機会を設けています。今後も、平和教育・学習や平和を発信する取組を通し、世界中の誰もが共に安心して暮らしていくことのできる社会を築いていくことが求められます。

【基本的な考え方】

平和な社会を継承・発信していくため、南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群の活用及び女性の視点での戦争被害、平和教育などを行い、戦争の記憶を風化させることなく、平和を守り・発信します。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①平和特別授業の開催等の取組や平和学習の推進	平和教育において「南風原文化センター」での戦争・平和に関する講話や展示会、学校に出向いての特別授業を実施し、平和の大事さや女性の視点での戦争被害や平和への思いを伝えるなど、平和学習の機会を充実します。	生涯学習文化課
②家庭・地域における平和教育等の推進	南風原文化センターや沖縄陸軍病院南風原壕群を活用した平和教育及び女性の視点での平和教育の機会確保を図るとともに、南風原平和ガイドの会の育成・支援、平和ガイドとして町民の参画を促進します。	生涯学習文化課
③平和事業の活動拠点を活かした事業の充実	子ども平和学習事業の充実と、そのOB達からなる「アオギリ.com」及びその下部組織の「南風原ユース」の組織強化などを通し、継続した平和学習と実践的な活動の拡充に取り組みます。	生涯学習文化課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・慰霊の日など、あらゆる機会を通し、家庭内で男女の視点から平和について話し合いましょう。
- ・学校で行われた平和学習の話を家族で共有し、戦争や平和について話す機会を持ちましょう。

○地域では：

- ・南風原文化センターを見学したり、地域の戦争遺物を再認識し、平和の大切さについて共有する機会を持ったり、次世代への受け継ぎについて考える機会を持ちましょう。
- ・ガイド養成講座等による地域案内人の養成を図るとともに、地域の高齢者が子ども達に戦争体験を伝える機会を設けるなど、平和の発信に取り組みましょう。

(2) 多文化理解の推進

【目指す将来像】

- 多文化理解が町民に広がり、南風原町のよさと多文化のよさが認め合えるグローバルなまち

【現状と課題】

日本では、社会のグローバル化が進み、沖縄県においても、近年は、外国籍の方々が地域に増えてきています。国籍や性別に捉われず多様性を認め合うためにも、異文化を学び理解するとともに、日本・沖縄・南風原の文化を発信していくことも大切です。

本町では、国際交流事業による中学生の海外派遣や海外移住者子弟研修生受け入れ事業等を行っています。今後も、国際的な視野を持ち次代のまちづくりを牽引していく人材の育成充実を図っていくことが求められます。また、各学校においても多文化理解をするための教育を実施しており、今後も多文化理解を深めていくために、教育の充実を図ることが求められます。

【基本的な考え方】

多文化理解の推進及び国際的な視野を持つ人材の育成を図るために、国際交流を推進します。さらに、多文化理解を深めることにより、町民に多様な価値観が生まれ、様々な考え方を広げるきっかけづくりを推進します。

【具体施策】

具体的な施策	施策の内容	担当課
①国際交流事業の充実	町内の中学生をハワイとカナダへ交互に派遣し、海外の文化や現地生活の体験を通して、外国における家庭や学校生活での男女の役割分担を学ぶなど、多文化理解を深め、広い視野を持った豊かな人材を育成します。	生涯学習文化課
②海外で活躍している県系人との交流の実施	海外移住者子弟研修生受け入れ事業等を行い、沖縄県や南風原町から海外へ移住した人と交流することで、現地での女性の置かれている現状を把握するなど、互いの理解を深め、多文化理解の向上を図ります。	生涯学習文化課
③多文化理解を深められる機会の創出	海外展の開催や町内外に在住する外国人と交流するイベントなどを開催することで海外を身近に感じ、多文化理解を深められるような取組を充実させます。	生涯学習文化課 学校教育課

【家庭・地域・職場に期待する役割】

○家庭では：

- ・地域の文化や国際社会・異文化に関心を持ち、国際理解について話し合いましょう。

○地域では：

- ・地域に暮らす外国人との交流機会・交流の場を積極的に設けるとともに、互いの文化を理解し合いましょう。

第三次南風原町男女共同参画計画の成果目標一覧

本計画の取組効果を確認するため、以下の成果指標を設定し、計画期間での目標達成を目指します。

方針番号	評価指標		担当課	現状値 令和2年度 ＜2020年度＞	目標値	
					令和8年度 ＜2026年度＞	令和13年度 ＜2031年度＞
方針1	広報誌や情報誌を活用した意識啓発		企画財政課	0回／年	1回／年	2回／年
	男女の地位の平等感 (中学生の目線で見た 平等感)	家庭での平等感	企画財政課	56.3%	70%	80%
		学校での平等感		44.5%	60%	70%
		社会での平等感		27.3%	40%	50%
方針2	審議会等委員の女性登用率		企画財政課 (全課)	30.5%	40%	50%
	“女性の翼”で県外・国外へ派遣した人数		企画財政課	15人／延べ	20人／延べ	25人／延べ
方針3	乳がん検診受診率		国保年金課	21.0%	50%	50%
	子宮頸がん検診受診率		国保年金課	18.2%	50%	50%
方針4	マタニティ教室や両親学級等への父親の参加促進		国保年金課	9人／年	10人／年	10人／年
	南風原町男性職員の育児休業取得率		総務課	20%	30%	30%以上
方針5	“南風原平和ガイドの会”の人数		生涯学習文化課	43人／年	50人／年	50人／年
	“国際交流事業”の派遣人数		生涯学習文化課	10人／年	10人／年	10人／年

※「男女の地位の平等感(中学生の目線で見た平等感)」は、令和3年度実施の意識調査より

Ⅲ. 推進体制

Ⅲ．推進体制

本計画の掲げる施策を推進していくためには、町及び町民等がそれぞれの立場から主体的に取り組んでいくとともに、互いに連携・協力しながら展開していくことが重要です。

計画の推進にあたっては、以下の体制を構築し、計画の実効性の確保を図ります。

1．町民等との連携

男女共同参画社会の主体は町民等であることから、行政機関のみならず、町民等がそれぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければいけません。そのため、町民等との協働により各施策の推進を図ります。

また、町民等の責務を明らかにし、協働により男女共同参画社会を実現していくため、令和4年〈2022年〉4月1日施行予定の「南風原町男女共同参画推進条例」について広報・啓発を行い、町と町民等が一体となって男女共同参画を推進するように図ります。

2．男女共同参画推進会議との連携

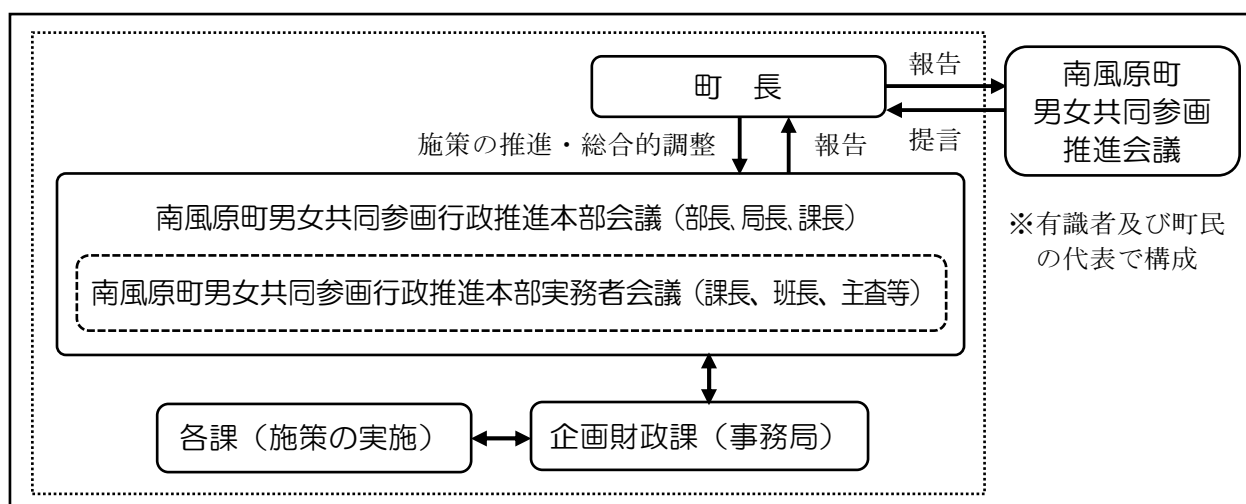
計画の推進にあたっては、有識者及び町民で構成された「南風原町男女共同参画推進会議」で、毎年度、進捗状況を的確に把握し、点検・評価していくとともに、施策・事業の実施状況を踏まえ、より効果的な取組方策の検討を行います。

3．庁内推進体制の充実・強化

本計画を推進するためには、職員全てが男女共同参画の意識を持つことが必要です。そのため、職員研修をはじめ様々な意識啓発の機会を設け、本計画に位置付けた施策を男女共同参画の視点のもと、実施していきます。

また、庁内の推進体制として設置された「南風原町男女共同参画行政推進本部会議」を定期的開催し、施策や事業を効果的に推進します。

【男女共同参画推進会議と庁内推進体制との関係】



4. 関係機関等との連携強化

男女共同参画社会の形成に向け、沖縄県をはじめ、県内市町村、学校など、関係機関等との連携を強化していく必要があります。学校における男女共同参画や多様性(ダイバーシティ)を尊重する社会に関する教育・学習、事業所等でのワーク・ライフ・バランスや男女共同参画の視点での働き方改善、DV防止や発生後の早期対応など、様々な分野で関係機関等との連携が必要です。また、沖縄県男女共同参画センター“ているる”については、男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点として、男女共同参画に関する研修・講座の開催、各種情報の収集・提供、団体等の活動の場の提供、相談機能等を有していることから、本町の男女共同参画を推進する上でも連携強化が必要です。

そのため、関係機関等との連携強化や広域的な協力体制のもと、男女共同参画社会の実現に取り組めます。

參考資料編

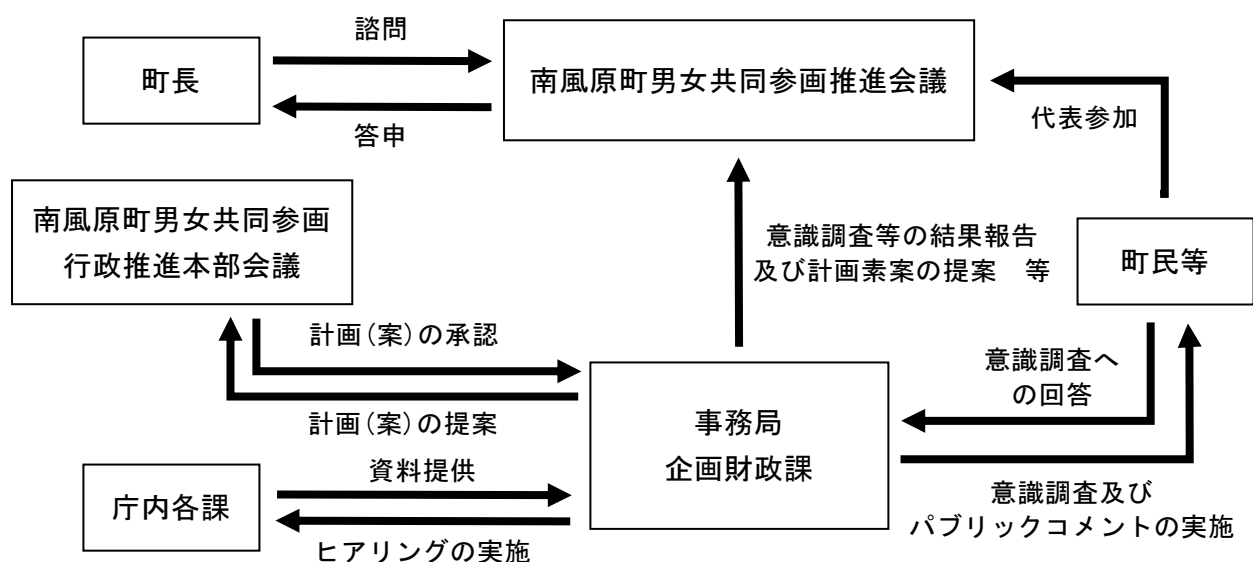
1. 策定までの経緯

年月日		会議内容等
令和3年	6月11日 (回答日：6月22日)	【第1回南風原町男女共同参画推進会議（書面開催）】 ・第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の策定に係る町民意識調査の内容について
	7月7日～8月12日 (一般向け) 7月5日～7月30日 小・中・高校生向け)	第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の策定に係る町民意識調査の実施
	9月2日	＜第1回南風原町男女共同参画行政推進本部会議＞ ・第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の策定について ・第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～進捗状況について ・南風原町男女共同参画推進条例(案)の制定について
	10月12日	＜第2回南風原町男女共同参画行政推進本部会議＞ ・南風原町男女共同参画推進条例(案)の修正について
	10月18日	【第2回南風原町男女共同参画推進会議】 ・第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の策定について ・第二次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～進捗状況について
		町長から南風原町男女共同参画推進会議へ諮問 ・南風原町男女共同参画推進条例(案)及び第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～について（諮問）
	11月8日	【第3回南風原町男女共同参画推進会議】 ・南風原町男女共同参画推進条例（案）について
	12月20日	【第4回南風原町男女共同参画推進会議】 ・南風原町男女共同参画推進条例(案)について
	12月23日～1月12日	南風原町男女共同参画推進条例(案)のパブリック・コメント(意見公募)を実施（意見なし）
	1月13日	＜第3回南風原町男女共同参画行政推進本部会議＞ ・第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～(素案)について
令和4年	1月17日	【第5回南風原町男女共同参画推進会議】 ・南風原町男女共同参画推進条例(案)の答申について ・第三次南風原町男女共同参画計画(素案)について
		南風原町男女共同参画推進会議から町長へ答申 ・南風原町男女共同参画推進条例(案)について（答申）

年月日		会議内容等
令和4年	1月31日	【第6回南風原町男女共同参画推進会議】 ・第三次南風原町男女共同参画計画（素案）について
	2月7日	【第7回南風原町男女共同参画推進会議】 ・第三次南風原町男女共同参画計画（素案）について
	2月9日～2月23日	第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～のパブリック・コメント（意見公募）を実施（意見なし）
	2月28日	【第8回南風原町男女共同参画推進会議】 ・第三次南風原町男女共同参画計画（素案）について
	3月3日	【南風原町男女共同参画推進会議】（会長・副会長のみ） ・第三次南風原町男女共同参画計画（案）について（答申）
	3月28日	<第4回南風原町男女共同参画行政推進本部会議> ・第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～（案）について（承認）

2. 策定体制

第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～の策定体制



3. 男女共同参画社会基本法

(平成十一年六月二十三日法律第七十八号)

最終改正 平成十一年十二月二十二日法律第六十号

目次

全文

第一章 総則（第一条―第十二条）

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策（第十三条―第二十条）

第三章 男女共同参画会議（第二十一条―第二十八条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

二 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男

女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第三条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第四条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

（政策等の立案及び決定への共同参画）

第五条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同し

て参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第六条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第七条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第八条 国は、第三条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第九条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第十条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第十二条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第二章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第十三条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画（以下「男女共同参画基本計画」という。）を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第十四条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「都道府県男女共同参画計画」という。）を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第十五条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第十六条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第十七条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第十八条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第十九条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第二十条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第三章 男女共同参画会議

（設置）

第二十一条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十二条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 男女共同参画基本計画に関し、第十三条第三項に規定する事項を処理すること。

二 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。

三 前二号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

四 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第二十三条 会議は、議長及び議員二十四人以内をもって組織する。

（議長）

第二十四条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第二十五条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

一 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

二 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第二号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の十分の五未満であってはならない。

3 第一項第二号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の十分の四未満であってはならない。

4 第一項第二号の議員は、非常勤とする。

（議員の任期）

第二十六条 前条第一項第二号の議員の任期は、二年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第二号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十七条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第二十八条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第二条 男女共同参画審議会設置法(平成九年法律第七号)は、廃止する。

(経過措置)

第三条 前条の規定による廃止前の男女共同参画審議会設置法(以下「旧審議会設置法」という。)第一条の規定により置かれた男女共同参画審議会は、第二十一条第一項の規定により置かれた審議会となり、同一性をもって存続するものとする。

2 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第四条第一項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員である者は、この法律の施行の日に、第二十三条第一項の規定により、審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任命されたものとみなされる者の任期は、同条第二項の規定にかかわらず、同日における旧審議会設置法第四条第二項の規定により任命された男女共同参画審議会の委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。

3 この法律の施行の際現に旧審議会設置法第五条第一項の規定により定められた男女共同参画審議会の会長である者又は同条第三項の規定により指名された委員である者は、それぞれ、この法律の施行の日に、第二十四条第一項の規定により審議会の会長として定められ、又は同条第三項の規定により審議会の会長の職務を代理する委員として指名されたものとみなす。

附 則 (平成十一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第二十八条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

一から十まで 略

十一 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第三十条 第二条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

4. 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

(平成十三年四月十三日法律第三十一号)

最終改正 令和元年六月二十六日法律第四十六号

目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等（第二条の二・第二条の三）

第二章 配偶者暴力相談支援センター等（第三条―第五条）

第三章 被害者の保護（第六条―第九条の二）

第四章 保護命令（第十条―第二十二条）

第五章 雑則（第二十三条―第二十八条）

第五章の二 補則（第二十八条の二）

第六章 罰則（第二十九条・第三十条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようと努めている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第一章 総則

（定義）

第一条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第二十八条の二において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第二条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第一章の二 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第二条の二 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第五項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及

び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第一項及び第三項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

- 2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第一項の都道府県基本計画及び同条第三項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
- 3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。
- 4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（都道府県基本計画等）

- 第二条の三 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「都道府県基本計画」という。）を定めなければならない。
- 2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針
 - 二 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項
 - 三 その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項
 - 3 市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画（以下この条において「市町村基本計画」という。）を定めるよう努めなければならない。
 - 4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
 - 5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第二章 配偶者暴力相談支援センター等

（配偶者暴力相談支援センター）

- 第三条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。
- 2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。
 - 3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。
 - 一 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。
 - 二 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。
 - 三 被害者（被害者がその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第六号、第五条、第八条の三及び第九条において同じ。）の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。
 - 四 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 五 第四章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。
 - 六 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。
 - 4 前項第三号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。
 - 5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

（婦人相談員による相談等）

- 第四条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

（婦人保護施設における保護）

第五条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第三章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第六条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前二項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第七条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第三条第三項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第八条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和二十九年法律第六十二号)、警察官職務執行法(昭和二十三年法律第三十六号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第八条の二 警視総監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第十五条第三項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第八条の三 社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第二百二十九号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第九条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第九条の二 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第四章 保護命令

(保護命令)

第十条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する

暴力。第十二条第一項第二号において同じ。）により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力（配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。）により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者（配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第三号及び第四号並びに第十八条第一項において同じ。）に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第二号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

一 命令の効力が生じた日から起算して六月間、被害者の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。）その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。

二 命令の効力が生じた日から起算して二月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。

2 前項本文に規定する場合において、同項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。

一 面会を要求すること。

二 その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

三 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。

四 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装

置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。

五 緊急やむを得ない場合を除き、午後十時から午前六時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。

六 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。

七 その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。

八 その性的差しゆう恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的差恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。

3 第一項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子（以下この項及び次項並びに第十二条第一項第三号において単に「子」という。）と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該子の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）、就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が十五歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。

4 第一項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者（被害者と同居している子及び配偶者と同居している者を除く。以下この項及び次項並びに第十二条第一項第四号において「親族等」という。）の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第一項第一号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害

者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して六月を経過する日までの間、当該親族等の住居（当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。）その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等（被害者の十五歳未満の子を除く。以下この項において同じ。）の同意（当該親族等が十五歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意）がある場合に限り、することができる。

（管轄裁判所）

第十一条 前条第一項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所（日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第一項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。
- 一 申立人の住所又は居所の所在地
 - 二 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

（保護命令の申立て）

第十二条 第十条第一項から第四項までの規定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でなければならない。

- 一 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況
- 二 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時の事情
- 三 第十条第三項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情
- 四 第十条第四項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するた

め当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時の事情

- 五 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

- 2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第一号から第四号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八条ノ二第一項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第十三条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第十四条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

- 2 申立書に第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。
- 3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第十五条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第十二条第一項第五号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター（当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが二以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター）の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。

（即時抗告）

第十六条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第十条第一項第一号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第二項から第四項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前二項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第十条第一項第一号の規定による命令を取り消す場合において、同条第二項から第四項までの

規定による命令が発せられているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第四項の規定による通知がされている保護命令について、第三項若しくは第四項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第三項の規定は、第三項及び第四項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

（保護命令の取消し）

第十七条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第十条第一項第一号又は第二項から第四項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して三月を経過した後において、同条第一項第二号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して二週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第六項の規定は、第十条第一項第一号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第十五条第三項及び前条第七項の規定は、前二項の場合について準用する。

（第十条第一項第二号の規定による命令の再度の申立て）

第十八条 第十条第一項第二号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しようとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して二月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めるべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

2 前項の申立てをする場合における第十二条の規定の適用については、同条第一項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第一号、第二号及び第五号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同項第五号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」と、同条第二項中「同項第一号から第四号までに掲げる事項」とあるのは「同項第一号及び第二号に掲げる事項並びに第十八条第一項本文の事情」とする。

（事件の記録の閲覧等）

第十九条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあるは、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

（法務事務官による宣誓認証）

第二十条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第十二条第二項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の認証を行わせることができる。

（民事訴訟法の準用）

第二十一条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法（平成八年法律第九号）の規定を準用する。

（最高裁判所規則）

第二十二条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第五章 雑則

（職務関係者による配慮等）

第二十三条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者（次項において「職務関係者」という。）は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重すると

もに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

（教育及び啓発）

第二十四条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

（調査研究の推進等）

第二十五条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

（民間の団体に対する援助）

第二十六条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助を行うよう努めるものとする。

（都道府県及び市の支弁）

第二十七条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

- 一 第三条第三項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用（次号に掲げる費用を除く。）
- 二 第三条第三項第三号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護（同条第四項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。）に要する費用
- 三 第四条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用
- 四 第五条の規定に基づき都道府県が行う保護（市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。）及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第四条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

（国の負担及び補助）

第二十八条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第

一号及び第二号に掲げるものについては、その十分の五を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の十分の五以内を補助することができる。

一 都道府県が前条第一項の規定により支弁した費用のうち、同項第三号及び第四号に掲げるもの

二 市が前条第二項の規定により支弁した費用

第五章の二 補則

（この法律の準用）

第二十八条の二 第二条及び第一章の二から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手からの暴力（当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受け、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。）及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第二条	被害者	被害者（第二十八条の二に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。）
第六条第一項	配偶者又は配偶者であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第十条第一項から第四項まで、第十一条第二項第二号、第十二条第一項第一号から第四号まで及び第十八条第一項	配偶者	第二十八条の二に規定する関係にある相手
第十条第一項	離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合	第二十八条の二に規定する関係を解消した場合

第六章 罰則

第二十九条 保護命令（前条において読み替えて準用する第十条第一項から第四項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十条 第十二条第一項（第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第二十八条の二において読み替えて準用する第十二条第一項（第二十八条の二において準用する第十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。ただし、第二章、第六条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第七条、第九条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第二十七条及び第二十八条の規定は、平成十四年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 平成十四年三月三十一日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第十二条第一項第四号並びに第十四条第二項及び第三項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第三条 この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 （平成一六年六月二日法律第六四号）

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第十条の規定に

よる命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

- 2 旧法第十条第二号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(以下「新法」という。)第十条第一項第二号の規定による命令の申立て(この法律の施行後最初にされるものに限る。)があった場合における新法第十八条第一項の規定の適用については、同項中「二月」とあるのは、「二週間」とする。

(検討)

第三条 新法の規定については、この法律の施行後三年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附 則 (平成一九年七月一日法律第一一三号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

(経過措置)

第二条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第十条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附 則 (平成二五年七月三日法律第七二号) 抄

(施行期日)

- 1 この法律は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

附 則 (平成二六年四月二三日法律第二八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 略

- 二 第二条並びに附則第三条、第七条から第十条まで、第十二条及び第十五条から第十八条までの規定 平成二十六年十月一日

附 則 (令和元年六月二六日法律第四六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 附則第四条、第七条第一項及び第八条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第四条 前二条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第八条 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第六条第一項及び第二項の通報の対象となる同条第一項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第十条第一項から第四項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第一項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

- 2 政府は、附則第一条第一号に掲げる規定の施行後三年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第一条第一項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

5. 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

(平成二十七年九月四日法律第六十四号)

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性はその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成十一年法律第七十八号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

(基本原則)

第二条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と

家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第三条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第五条第一項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(事業主の責務)

第四条 事業主は、基本原則にのっとり、その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第二章 基本方針等

(基本方針)

第五条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向
- 二 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項
- 三 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

- イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項
- ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項
- ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前三号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

- 3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。
- 5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第六条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（以下この条において「都道府県推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針（都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画）を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画（次項において「市町村推進計画」という。）を定めるよう努めるものとする。
- 3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第三章 事業主行動計画等

第一節 事業主行動計画策定指針

第七条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第一項に規定する一般事業主行動計画及び第十九条第一項に規定する特定事業主行動計画（次項において「事業主行動計画」と総称する。）の策定に関する指針（以下「事業主行動計画策定指針」という。）を定めなければならない。

- 2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

- 一 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項
 - 三 その他女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する重要事項
- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第二節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第八条 国及び地方公共団体以外の事業主（以下「一般事業主」という。）であって、常時雇用する労働者の数が百人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画（一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。）を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めると

ころにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

5 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

6 第一項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が百人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

8 第三項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第四項から第六項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

第九条 厚生労働大臣は、前条第一項又は第七項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

第十条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「認定一般事業主」という。）は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの（次項及び第十四条第一項において「商品等」という。）に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第十一条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第九条の認定を取り消すことができる。

一 第九条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

二 この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

三 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第十二条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律（昭和四十七年法律第百十三号）第十三条の二に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成三年法律第七十六号）第二十九条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第十三条 前条の認定を受けた一般事業主（以下「特例認定一般事業主」という。）については、第八条第一項及び第七項の規定は、適用しない。

2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも一回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第十四条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

2 第十条第二項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第十五条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第十二条の認定を取り消すことができる。

一 第十一条の規定により第九条の認定を取り消すとき。

二 第十二条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。

三 第十三条第二項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。

四 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。

五 不正の手段により第十二条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第十六条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主（一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が三百人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。）が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十六条第一項及び第三項の規定は、当該構成員である中小事業主については、適用しない。

2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの（厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。）のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。

3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。

4 承認中小事業主団体は、第一項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。

5 職業安定法第三十七条第二項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第五条の三第一項及び第四項、第五条の四、第三十九条、第四十一条第二項、第四十二条第一項、第四十二条の二、第四十八条の三第一項、第四十八条の四、第五十条第一項及び第二項並びに第五十一条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第四十条の

規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第五十条第三項及び第四項の規定はこの項において準用する同条第二項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第三十七条第二項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第四十一条第二項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。

6 職業安定法第三十六条第二項及び第四十二条の三の規定の適用については、同法第三十六条第二項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第四十二条の三中「第三十九条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成二十七年法律第六十四号）第十六条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。

7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第二項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。

第十七条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。

(一般事業主に対する国の援助)

第十八条 国は、第八条第一項若しくは第七項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。

第三節 特定事業主行動計画

第十九条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はこれらの職員で政令で定めるもの（以下「特定事業主」という。）は、政令で定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が

実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。)を定めなければならない。

- 2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 計画期間
 - 二 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標
 - 三 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期
- 3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第二号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。
- 4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。
- 5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 6 特定事業主は、毎年少なくとも一回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況を公表しなければならない。
- 7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第四節 女性の職業選択に資する情報の公表

(一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十条 第八条第一項に規定する一般事業主(常時雇用する労働者の数が三百人を超えるものに限る。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業

における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
 - 二 その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績
- 2 第八条第一項に規定する一般事業主(前項に規定する一般事業主を除く。)は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表しなければならない。
 - 3 第八条第七項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する第一項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

(特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表)

第二十一条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

- 一 その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績
- 二 その任用する職員の職業生活と家庭生活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第四章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第二十二条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとし

て内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

- 4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第二十三条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第二十四条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等（沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。）の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主（次項において「認定一般事業主等」という。）の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

- 2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するように努めるものとする。

(啓発活動)

第二十五条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第二十六条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第二十七条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関（以下この条において「関係機関」という。）は、第二十二條第一項の規定により国が講ずる措置及び同条第二項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することによ

り、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会（以下「協議会」という。）を組織することができる。

- 2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第二十二條第三項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

- 3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- 一 一般事業主の団体又はその連合団体
- 二 学識経験者
- 三 その他当該関係機関が必要と認める者

- 4 協議会は、関係機関及び前二項の構成員（以下この項において「関係機関等」という。）が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第二十八条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第二十九条 前二条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第五章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第三十条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第八条第一項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第七項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第三十一条 厚生労働大臣は、第二十条第一項若しくは第二項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第八条第一項に規定する一般事業主又は第二十条第三項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般

事業主若しくは特例認定一般事業主である第八条第七項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第三十二条 第八条、第九条、第十一条、第十二条、第十五条、第十六条、第三十条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第三十三条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第六章 罰則

第三十四条 第十六条第五項において準用する職業安定法第四十一条第二項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

第三十五条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

一 第二十二条第四項の規定に違反して秘密を漏らした者

二 第二十八条の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、六月以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第十六条第四項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十七条第二項の規定による指示に従わなかった者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第三十九条又は第四十条の規定に違反した者

第三十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第十条第二項（第十四条第二項において準用する場合を含む。）の規定に違反した者

二 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

三 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十条第二項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

四 第十六条第五項において準用する職業安定法第五十一条第一項の規定に違反して秘密を漏らした者

第三十八条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第三十四条、第三十六条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第三十九条 第三十条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、二十万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三章（第七条を除く。）、第五章（第二十八条を除く。）及び第六章（第三十条を除く。）の規定並びに附則第五条の規定は、平成二十八年四月一日から施行する。

(この法律の失効)

第二条 この法律は、平成三十八年三月三十一日限り、その効力を失う。

2 第二十二条第三項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第四項の規定（同項に係る罰則を含む。）は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第二十八条の規定（同条に係る罰則を含む。）は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第三条 前条第二項から第四項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第四条 政府は、この法律の施行後三年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則 （平成二九年三月三十一日法律第一四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成二十九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条中雇用保険法第六十四条の次に一条を加える改正規定及び附則第三十五条の規定 公布の日

二・三 略

四 第二条中雇用保険法第十条の四第二項、第五十八条第一項、第六十条の二第四項、第七十六条第二項及び第七十九条の二並びに附則第十一条の二第一項の改正規定並びに同条第三項の改正規定（「百分の五十を」を「百分の八十を」に改める部分に限る。）、第四条の規定並びに第七条中育児・介護休業法第五十三条第五項及び第六項並びに第六十四条の改正規定並びに附則第五条から第八条まで及び第十条の規定、附則第十三条中国家公務員退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）第十条第十項第五号の改正規定、附則第十四条第二項及び第十七条の規定、附則第十八条（次号に掲げる規定を除く。）の規定、附則第十九条中高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）第三十八条第三項の改正規定（「第四条第八項」を「第四条第九項」に改める部分に限る。）、附則第二十条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）第三十条第一項の表第四条第八項の項、第三十二条の十一から第三十二条の十五まで、第三十二条の十六第一項及び第五十一条の項及び第四十八条の三及び第四十八条の四第一項の項の改正規定、附則第二十一条、第二十二條、第二十六条から第二十八条まで及び第三十二条の規定並びに附則第三十三条（次号に掲げる規定を除く。）の規定 平成三十年一月一日

(罰則に関する経過措置)

第三十四条 この法律（附則第一条第四号に掲げる規定にあっては、当該規定）の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第三十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （令和元年六月五日法律第二四号） 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第三条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第四条の改正規定並びに次条及び附則第六条の規定 公布の日

二 第二条の規定 公布の日から起算して三年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第七条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

6. 南風原町男女共同参画推進条例

(令和4年3月30日条例第1号)

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画社会の実現を目指すために、男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、町、町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体の責務を明らかにするとともに、町が実施する施策の基本的事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、すべての人が、互いの人権を尊重し、自分らしく暮らせる男女共同参画社会の実現を目指すことを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、その個性と能力を發揮することにより、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 町 議会と行政を含めた地方公共団体としての南風原町をいう。
- (3) 町民 町内に住み、又は町内で働き学び、若しくは活動する者をいう。
- (4) 事業者 町内において事業活動を行う全ての個人及び法人をいう。
- (5) 教育関係者 町内において学校教育、社会教育その他の教育に携わる者をいう。
- (6) 自治会等 自治会その他町内の一定の区域に住所を有する者が地域活動を促進するために組織された団体をいう。
- (7) 各種団体 町内において自発的な社会活動を行う非営利団体をいう。
- (8) 積極的改善措置 第1号に規定する機会に係る格差を改善するため必要な範囲内において、現在不利益を受けている人たちに対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (9) 性別による固定的役割分担意識 性別にかかわらず個人の能力等によって役割の分担を決めることが適当であるが、「男は仕事、女は家庭」という

ように、性別を理由として役割を固定的に分ける意識のことをいう。

- (10) ダイバーシティ 性別(多様な性を含む。)、人種等の違いに限らず、年齢、性格、学歴、価値観等の多様な人々が互いの違いを尊重することをいう。
- (11) ワーク・ライフ・バランス すべての人がやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発その他活動において多様な生き方を選択し、及び実現できる状態をいう。
- (12) ドメスティック・バイオレンス 配偶者や恋人等密接な関係にある、又はあった者から受ける身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力(デートDVを含む。)又は虐待(子どもを巻き込んだ暴力を含む。)をいう。
- (13) 各種ハラスメント 性別、宗教、信条、国籍、性的指向、障がいその他様々な個人的な理由から、相手の人格や尊厳を傷つける言動をいう。
- (14) その他家庭内の暴力 第12号に規定する暴力以外で、家庭内における児童・高齢者及び障がい者に対する身体的、精神的、性的、経済的若しくは言葉の暴力又は虐待などのあらゆる形態の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行わなければならない。

- (1) ダイバーシティの実現を目指し、すべての人が、個人として尊重され、差別的取扱いを受けることなく、様々な場面で個人としての能力を發揮できる機会が確保され、平等・対等な立場が保障され、自分らしく暮らせる社会が実現されること。
- (2) すべての人が、性別による固定的役割分担意識に基づく社会の制度又は慣行が、社会における活動の自由な選択に対し影響を及ぼすことがないよう配慮されること。
- (3) すべての人が、個人として尊重され、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野において、町における政策又は事業者を含むあらゆる団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること。

(4) すべての人が、個人として尊重され、教育の果たす役割の重要性を考慮し、学校教育をはじめとするあらゆる分野の教育において、人権教育及び男女共同参画の教育が実現されるよう配慮されること。

(5) 家族を構成するすべての人が、互いの個性を尊重し、相互の協力と社会の支援の下、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、職場、社会等における活動と両立（ワーク・ライフ・バランス）できるよう配慮されること。

(6) すべての人が、互いの性を理解し合い、妊娠、出産その他の性と生殖に関する健康と権利が尊重されること。

(7) ドメスティック・バイオレンス及び各種ハラスメントなどによる人権侵害は、社会的な構造が背景にあることの認識の下に、根絶されるよう配慮されること。

(8) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と協調の下に行われること。

(町及び町民等の協働)

第4条 町及び町民等（町民、事業者、教育関係者、自治会等及び各種団体をいう。以下同じ。）は、それぞれの主体的な取組及び相互の連携協力により男女共同参画の推進を協働して行わなければならない。

(町の責務)

第5条 町は、第3条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 町は、男女共同参画の推進に関する施策の実施に当たっては、国、県及び町民等と相互に連携し、協力を図らなければならない。

3 町は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

4 町は、町民等の模範となるように自ら率先して男女共同参画の推進に取り組まなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、基本理念にのっとり、家庭、職場、学校、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるとともに、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に

努めなければならない。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、すべての人に対し雇用上の均等な機会及び待遇を確保するとともに、職場における活動に対等に参画する機会を確保し、職場、家庭その他の活動を両立して行うことができるよう職場環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスの実現に努めなければならない。

2 事業者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(教育関係者の責務)

第8条 教育関係者は、基本理念にのっとり、能力、個性を生かせる教育及び男女共同参画の教育の推進に努めなければならない。

2 教育関係者は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(自治会等の責務)

第9条 自治会等は、基本理念にのっとり、地域社会における自治の主たる担い手として重要な役割を果たす存在であることを考慮し、地域活動においては、男女共同参画の推進のための取組を行うとともに、町が実施する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

2 自治会等は、すべての人が共に活動していくために、役職の構成に当たっては、性別等を理由に異なった取扱いをしないよう努めなければならない。

(各種団体の責務)

第10条 各種団体は、基本理念にのっとり、その活動において、方針の決定、計画の立案等においてすべての人が、参画する機会を確保するよう努めなければならない。

2 各種団体は、町が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力し、更なる推進に努めなければならない。

(性別等による差別的取扱いなど人権侵害の禁止)

第11条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別等による差別的取扱い、ドメスティック・バイオレンス、各種ハラスメント及びその他家庭内の暴力など他人の人権を侵害するいかなる行為もしてはならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第12条 何人も、公衆に表示し、又は発信する情報において、性別による固定的な役割分担、男女間における

暴力、性的暴力等を正当化し、若しくは助長させるような表現又は人権を侵害するような過度の性的な表現を行わないよう配慮しなければならない。

(男女共同参画計画)

第 13 条 町長は、男女共同参画社会の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための男女共同参画計画を策定しなければならない。

2 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ町民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講じなければならない。

3 町長は、男女共同参画計画を策定するに当たっては、あらかじめ第 23 条に規定する南風原町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）の意見を聴かななければならない。

4 町長は、男女共同参画計画を策定したときは、速やかにこれを公表しなければならない。

5 前3項の規定は、男女共同参画計画の変更について準用する。

6 町長は、男女共同参画計画の実効性を高めるため、推進状況を把握し、及び分析して方策を講ずるものとする。

(施策の策定及び実施に当たっての配慮)

第 14 条 町は、あらゆる施策の策定及び実施に当たっては、男女共同参画社会の推進に配慮しなければならない。

(防災及び復興分野における措置)

第 15 条 町は、防災及び復興分野において、男女共同参画の視点を踏まえ情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(家庭生活との両立支援)

第 16 条 町は、すべての人が共に家事、子育て、介護その他家庭生活における活動と職場、学校及び地域等における活動とを両立して行うことができるよう、情報の提供その他の必要な支援に努めなければならない。

(積極的改善措置)

第 17 条 町は、事業者が積極的改善措置を講ずるために必要な情報の提供、相談、助言その他の支援を行わなければならない。

2 町は、附属機関等の委員を委嘱し、又は任命するときは、積極的改善措置を講ずることにより男女の均衡に努めなければならない。

(情報の提供及び理解を深めるための措置)

第 18 条 町は、男女共同参画の推進について、町民等の

理解を深めるため、あらゆる分野において適切な情報の提供、広報及び啓発活動を講じなければならない。

(実施状況の公表)

第 19 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況について、公表しなければならない。

(調査研究)

第 20 条 町は、男女共同参画の推進に関する施策を効果的に実施するために必要な調査研究を行わなければならない。

(男女共同参画推進月間)

第 21 条 男女共同参画の推進を図るため、男女共同参画推進月間を設ける。

2 前項の男女共同参画推進月間は、毎年6月とする。

(活動への支援)

第 22 条 町は、町民等が男女共同参画の推進に関して行う活動を支援するための必要な措置を講じなければならない。

(推進会議)

第 23 条 町長は、男女共同参画の推進に関する施策その他必要な事項を審議させるため推進会議を置く。

2 前項の推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、別に定める。

(委任)

第 24 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際、現に策定されている「第三次南風原町男女共同参画計画～まじゅんプラン～」(令和4年3月策定)は、第13条の規定により策定し、及び公表された男女共同参画計画とみなす。

7. 南風原町男女共同参画推進会議設置条例

(平成 21 年 3 月 30 日条例第 8 号)

(設置)

第 1 条 男女共同参画社会の実現に関する施策の企画及びその推進に資するため、南風原町男女共同参画推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次の事項について町長に提言を行う。

- (1) 男女共同参画社会の実現に関する問題及びその施策のあり方に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の実現に関する推進計画の進捗に関すること。
- (3) 前 2 号のほか、男女共同参画社会の形成を促進する上で必要な事項

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 識見を有する者 2 人以内
- (2) 公募による町民 3 人以内
- (3) その他町長が必要と認める者 5 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを決める。

- 2 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

(関係者の意見聴取等)

第 7 条 推進会議は、会議において必要と認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から資料の提出を求めることができる。

(部会)

第 8 条 推進会議に部会を置くことができる。

2 部会は、会長が指名する委員をもって構成する。

3 部会に部会長を置き、部会の委員の互選によりこれを決める。

4 部会長は、推進会議から付議された事項について部会を開き、その審議事項を推進会議に報告する。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 10 条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

○男女共同参画推進会議 委員名簿

No.	役職	名前	活動、所属等	備考
①	会長	新垣 誠	沖縄キリスト教学院大学 教授	有識者
②	副会長	桃原 一彦	沖縄国際大学 教授	有識者
③	委員	平田 峯子	教育委員	
④	委員	仲村渠 苗子	民生児童委員	
⑤	委員	大城 早恵子	更生保護女性会長	
⑥	委員	當眞 めぐみ	宮平自治会長	
⑦	委員	親泊 明美	元小学校校長	
⑧	委員	西川 利明	会社代表（イコールパートナー）	公募
⑨	委員	大城 清子	女性の翼の会 南風原支部 副会長	公募

8. 南風原町男女共同参画行政推進本部会議設置規程

平成 12 年 6 月 6 日訓令第 5 号

改正

平成 19 年 3 月 7 日規程第 4 号

平成 25 年 3 月 28 日訓令第 7 号

平成 29 年 11 月 22 日訓令第 6 号

(設置)

第 1 条 南風原町における男女共同参画づくりに関する施策を総合的に推進するため、南風原町男女共同参画行政推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(任務)

第 2 条 推進本部の任務は、次のとおりとする。

- (1) 男女共同参画社会づくりに関する施策の効果的な推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会づくりに関する事業の総合的調整に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会づくりの推進に関すること。

(組織)

第 3 条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員で組織する。

- 2 本部長に総務部長、副本部長に民生部長をもって充てる。
- 3 本部員は、南風原町行政組織に関する規則（平成 17 年南風原町規則第 3 号）で定める部長、課長及び主幹、南風原町会計管理者の補助組織設置規則（昭和 58 年南風原町規則第 3 号）で定める課長、南風原町教育委員会事務局の組織及び事務分掌に関する規則（平成 11 年南風原町教育委員会規則第 2 号）で定める部長及び課長並びに議会事務局の局長をもって充てる。

(本部長及び副本部長の職務)

第 4 条 本部長は、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は欠けたとき、その職務を代理する。

(推進本部の会議)

第 5 条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集し、本部長が議長となる。

(実務者会議)

第 6 条 推進本部に実務者会議を置くことができる。

- 2 実務者会議は、推進本部に提示する事項について協議調整する。

3 実務者会議は、班長及び班員の 17 人以内とし、課長及び班長、主査等で組織する。

4 班長は、総務部企画財政課長をもって充てる。

5 実務者会議は、班長が招集する。

(庶務)

第 7 条 本部の庶務は、総務部企画財政課において処理する。

(補則)

第 8 条 この規程に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この訓令は、平成 12 年 8 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 7 日規程第 4 号抄）

(施行期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 28 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 22 日訓令第 6 号）

この訓令は、公布の日から施行する。

9. 用語解説

育児・介護休業制度

「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」に規定された制度。労働者が申出を行うことによって、育児休業・介護休業を取得することを権利として認めている。

SNS

ソーシャル・ネットワーキング・サービス(social networking service, SNS)。インターネット上で社会的ネットワーク(ソーシャル・ネットワーク)の構築可能にするサービス。Facebook やLINE など。

SDGs (エス・ディー・ジーズ)

「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現に向けた 2030 年を年限とする 17 の国際目標。ジェンダー平等や貧困、経済成長等の 17 の目標(ゴール)のもと、169 のターゲット、232 の指標が決められている。

LGBT等

LGBTとは、Lがレズビアン(女性の同性愛者)、Gがゲイ(男性の同性愛者)、Bがバイセクシュアル(両性愛者)、Tがトランスジェンダー(こころの性とからだの性の不一致)の頭文字から作られた言葉です。一般に性的少数者の総称として使われていますが、性的指向や性自認がはっきりしていない場合や、定まっていない、どちらかに決めたくないと感じるなど、特定の状況にあてはまらないQ(クエスチョニング)など、LGBTの分類に収まらない類型もあるため、性の多様性について理解することが重要です。

また、企業等の調査によると、LGBT等の人口規模については、約5%~8%とも言われています。

エンパワーメント

一人ひとりがその人らしく活動する中で、文化的、社会的、政治的、経済的状況などを変えていく力を身につけることを意味する。特に、女性の場合、ジェンダー意識により発揮することを妨げられていた潜在的能力を開発し、経済的のみならず、政治的・社会的な意思決定の場における発言力等、様々な場面で自己決定できる力を持つことを意味する。

家族経営協定

農業経営における家族の役割分担や労働報酬、休日等の労働条件、経営の円滑な継承等に関するルールを明確化し、家族経営の近代化を図ろうとするもの。

固定的性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」というように、性の違いによって役割を固定化してしまう考え方や意識のこと。これは、生活上の役割というよりも、男性優位の関係をつくりあげる背景となっているこ

とから、男女共同参画問題を考えるうえでのキーワードであり、また、「男らしさ、女らしさ」も、この意識に基づく役割への期待が反映されていると言われている。

参画

社会の様々な場に、単に「参加」するだけでなく、社会を動かす主体として施策・方針・意思決定の場に関わること。

シェルター

暴力を受けた被害者が緊急一時的に避難できる施設。被害者の一時保護や相談への対応、自立に向けたサポートなど、DV被害者に対する様々な援助を行っている。

ジェンダー

生まれる前に決定される生物学的な性の違い（セックス：生物学的・生理学的な性差）に対して、出生後に周囲と関わりながら育つ中でこうあるべきだとして身についた性差観念を「ジェンダー」（社会的・文化的な性差）といいます。日常生活の中で期待される「男だから、女だから」とか、「男は仕事、女は家庭」などの性別役割分担意識も、このジェンダーの一部です。

ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）

ジェンダー関連 4 機関である「ジェンダー問題事務総長特別顧問室（OSAGI）」、「女性の地位向上部（DAW）」、「国連婦人開発基金（UNIFEM）」、「国際婦人調査訓練研修所（INSTRAW）」を統合した新たな機関として、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関（UN Women）」が 2011 年 1 月に発足。国連改革の課題の一環として UN Women の設立は実現され、より大きな効果をもたらすために 4 機関の財源及び権限が統合された。UN Women は、世界、地域、国レベルでのジェンダー平等と女性のエンパワーメントに向けた活動をリード、支援、統合する役割を果たしている。

女子差別撤廃条約

正式名は「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」。男女の完全な平等の達成に貢献することを目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としている。具体的には、「女子に対する差別」を定義し、締約国に対し、政治的及び公的活動、並びに経済的及び社会的活動における差別の撤廃ために適当な措置を取ることを求めている。

女性に対する（あらゆる）暴力

1993 年に国連が採択した「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」では、「女性に対する暴力」を、肉体的、精神的、性的、心理的損害や苦痛を生じさせる性に基づくあらゆる暴力行為と定義づけている。

一般には、「夫・パートナーからの暴力」「性犯罪」「売買春」「セクシャル・ハラスメント」「ストーカー行為」等が挙げられる。

世界女性会議

女性の地位向上を目的として、国連主催の下に開催される会議です。国際学際女性会議とも呼ばれる。第1回世界女性会議は、国連が定めた「国際婦人年」の1975年にメキシコシティで開催され、女性の地位向上のための「世界行動計画」を採択、第2回はコペンハーゲンで「国連婦人の10年中間年世界女性会議」として開催、女性の人権宣言ともいえるべき「女子差別撤廃条約」の署名式が行われた。第3回はナイロビ、第4回は中国で開催された。

セクシャル・ハラスメント

「性的いやがらせ」のことで、性的なうわさを流す、身体への不必要な接触や性的関係の強要など、相手の気持ちに反した、性的な性質の言葉や行いが含まれます。

男女共同参画社会

男女共同参画社会基本法では、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、ともに責任を担うべき社会」と定義されている。

男女共同参画社会基本法

この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的としている。

男女雇用機会均等法

正式名は「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」。雇用の分野における男女の均等な機会や待遇が確保されるとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中および出産後の健康の確保などの措置を推進することを目的とした法律。

男女混合名簿

男女を性別で区別せず、あいうえお順や生年月日順等によって並べられた名簿のこと。男女を性別ごとに分ける「男女別名簿」は「男は先・主・優」「女は後・従・劣」という意識を生み出す原因となっているとの指摘があり、男女平等教育を推進するため、「男女混合名簿」を導入する学校が増加している。

デートDV

交際中のカップル間におこるドメスティック・バイオレンス(DV)のこと。単なるケンカとは違い、暴力をふるう側とふるわれる側の上下関係が固定化する。

ドメスティック・バイオレンス（DV）

夫婦や恋人など親しい人間関係の中で起こる暴力をいい、身体的暴力だけでなく、精神的、性的、経済的な暴力なども含まれます。

パワー・ハラスメント（パワハラ）

同じ職場で働く者に対して、職務上の地位や人間関係などの職場内の優位性を背景に、業務の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛を与える又は職場環境を悪化させる行為。平成 24 年 1 月に厚生労働省が示した定義では、職場のパワー・ハラスメントの行為類型を以下のとおり定義づけており、上司から部下への行為だけでなく、同僚間や部下から上司への行為も含んでいる。

1. 暴行・傷害（身体的な攻撃）
2. 脅迫・名誉毀損・侮辱・ひどい暴言（精神的な攻撃）
3. 隔離・仲間外し・無視（人間関係からの切り離し）
4. 業務上明らかに不要なことや遂行不可能なことの強制、仕事の妨害（過大な要求）
5. 業務上の合理性なく、能力や経験とかけ離れた程度の低い仕事を命じることや仕事を与えないこと（過小な要求）
6. 私的なことに過度に立ち入ること（個の侵害）

ファミリーサポートセンター

労働者の仕事と育児または介護との両立を支援するために、育児等の援助を受けたい人で行いたい人が会員となり、それぞれのニーズに合わせ、育児等について助け合う会員組織。

ポジティブアクション

積極的改善措置といいます。男女が社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいいます。

メディア・リテラシー

メディアとは、方法、手段、媒体と訳しますが、ここでは、新聞・雑誌・テレビ・ラジオ・インターネットなどを含む情報を伝える媒体という意味で使っています。

メディア・リテラシーとは、メディアからの情報を主体的に選択し、内容を分析・読解し活用できる能力や、メディアを適切に選択し発信する能力を身につけることです。

リプロダクティブ・ヘルス／ライツ（性と生殖に関する健康と権利）

リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、個人の健康の自己決定権を保証する考え方で、いつ何人の子どもを産むか産まないかを選ぶ自由、安全で満足のいく性生活、安全な妊娠、出産、子どもが健康に生まれ育つことなどが含まれています。また、これらに関連して、思春期や更年期における健康上の問題等生涯を通じての性と生殖に関する課題が幅広く議論されています。

1994 年にカイロで開催された国際人口・開発会議において提唱された概念で、重要な人権のひとつとして認識されています。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

日本語では「仕事と生活の調和」と訳される。子育て・介護の時間や、家庭、地域、自己啓発等にかかる時間など、個人が健康で豊かな時間を持ち生活ができるよう、個々のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方の実現を目指す考え方

10. 第三次南風原町男女共同参画計画(まじゅんプラン)の策定に係る町民意識調査

(1) アンケート調査実施の目的

「第三次南風原町男女共同参画計画」を策定するにあたり、町民意識や、男女共同参画社会の実現に向けた今後のあり方に対する意見等の把握を目的としている。

(2) 実施主体

南風原町 企画財政課

(3) 調査対象者と配布件数

- ・町民意識調査：町内在住の19歳以上 2,500人
- ・子どもへの調査：町内の小学5年生 531人
町内の中学2年生 466人
町内の高校2年生 660人
小計 1,657人

(4) 調査の方法

- ・町民意識調査：郵送による配布・回収(回収率30%目標)。自記入式による調査。
- ・子どもへの調査：各学校を通して、個人配布しているタブレットを活用した自記入式による調査。

(5) 調査期間

- ・町民意識調査：7月中旬～8月中旬まで実施(回収期日8月12日)。
- ・子どもへの調査：7月実施。

(6) 回収状況

	配布件数	回収数(有効回答数)	回収率
町民意識調査	2,500件	676件	27.0%
小学5年生	531件	451件	84.9%
中学2年生	466件	465件	99.8%
高校2年生	660件	301件	45.6%
(こども調査計)	1,657件	1,217件	73.4%
合計	4,157件	1,893件	45.5%

(7) 回答者の属性

	回答者実数	20 歳代	30 歳代	40 歳代	50 歳代	60 歳代	70 歳代以上
全体	676 人	8.7% (59 人)	20.3% (137 人)	26.0% (176 人)	16.4% (111 人)	20.3% (137 人)	8.3% (56 人)
男性	265 人	6.0% (16 人)	18.5% (49 人)	24.9% (66 人)	17.0% (45 人)	24.2% (64 人)	9.4% (25 人)
女性	408 人	10.0% (41 人)	21.6% (88 人)	27.0% (110 人)	16.2% (66 人)	17.6% (72 人)	7.6% (31 人)
答えたくない	3 人	66.7% (2 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	0.0% (0 人)	33.3% (1 人)	0.0% (0 人)

	小学生	中学生	高校生
全体	100.0% (451 人)	100.0% (465 人)	100.0% (301 人)
男子	49.4% (223 人)	46.2% (215 人)	54.8% (165 人)
女子	48.6% (219 人)	48.8% (227 人)	41.2% (124 人)
その他	0.7% (3 人)	0.6% (3 人)	0.7% (2 人)
答えたくない	1.3% (6 人)	4.3% (20 人)	3.3% (10 人)

(8) 調査項目

○町民意識調査

- | | |
|--|--|
| <ul style="list-style-type: none">・回答者の基本属性等・家庭生活について・仕事・職場について・子どものしつけについて・男女共同参画に関する意識について | <ul style="list-style-type: none">・地域活動について・配偶者からの暴力について・性の多様性について・男女共同参画行政について |
|--|--|

○小学生調査

- | | |
|---|---|
| <ul style="list-style-type: none">・回答者の基本属性等・性別役割分担意識について・家の中での手伝いの状況 | <ul style="list-style-type: none">・家庭での役割分担について・将来やりたい仕事 |
|---|---|

○中・高校生調査

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">・回答者の基本属性等・性別役割分担意識について・男女の地位の平等感・家の中での手伝いの状況・家庭での役割分担について | <ul style="list-style-type: none">・女性が仕事を持つことについて・将来やりたい仕事・「男女共同参画」について学んだこと・交際の時の関係性について・性の多様性について |
|--|---|

第三次南風原町男女共同参画計画

～まじゅんプラン～

令和4年3月

発行：南風原町 総務部 企画財政課

沖縄県島尻郡南風原町字兼城 686 番地

TEL：098-889-0187

